

令和2年度第2回大阪府環境審議会水質部会

令和2年9月17日（木）

（午後2時00分 開会）

【事務局（田渕補佐）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第2回大阪府環境審議会水質部会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席賜りありがとうございます。

私は、司会を務めます環境管理室環境保全課の田渕でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

まず、議事次第とその裏面が配付資料の一覧でございます。続きまして、配席図でございます。まず、資料の1-1と1-2が本日ヒアリングでお越しいただいている皆様から御提供いただいた資料でございます。1-3からが、本日1つ目の議題の海岸漂着物等計画に関する資料でございます。1-3が前回の指摘事項と対応、1-4が海岸漂着物等の処理について、1-5が特に御審議いただきたい事項を取りまとめたもの。1-6が部会報告の素案でございます。続きまして、資料の2が2つ目の議題である条例のあり方に係る論点整理ということで水質分野に関する資料でございます。それから、資料3が今後のスケジュールの案でございます。ここからは参考資料ということで、まず現行の地域計画。1-2がブルー・オーシャン・ビジョン推進プロジェクトについての資料でございます。参考資料の2が運営要領で、参考資料3が前回の議事録。そして、清港会様から御提供いただいたリーフレットと、港湾局から御提供いただきました港湾区域の図面、地図の資料でございます。

不足等ございませんか。ありがとうございます。

なお、本日の部会ですが、全ての委員の皆様にご出席いただいております。部会運営要領の規定によって成立しております。また、情報公開条例の規定に基づき公開とさせていただきます。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと思います。岸本部会長、よろしくお願いいたします。

【岸本部会長】 皆様、こんにちは。それでは、早速、令和2年度第2回大阪府環境審議会水質部会を進めたいと思います。

今日は、大きく2つの議事がございます。盛りだくさんですが、審議に御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従い進めていきたいと思えます。

まず1つ目。大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について、①から⑤までございますが、最初に関係者のヒアリングを行いたいと思えます。

本日、海ごみの回収の関係で大阪府の漁業協同組合連合会の方にお越しいただくことで調整しておりましたが、諸事情により御欠席ということになりました。そのため、資料につきましては、事務局の水産課から御説明いただけるということですのでよろしく願います。

それから、もう一方の関係者ヒアリングにつきましては、河川の美化活動について、柏原市の環境対策課参事の藪田様にお越しいただいております。

それでは、まず1つめの海ごみ関係について、事務局から説明をお願いいたします。

【久保総括】 大阪府の水産課、久保と申します。すみません、座って説明させていただきます。

今御紹介いただきましたとおり、本来は漁業関係者の方がこの資料を作っていただいて御説明に上がる予定でしたが、急遽来られなくなったため、私から御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、まず海ごみというのは、あり方として、1番初め浮遊ごみと書いてありますが、海にごみが存在する状況で一番初めの段階がこの浮遊ごみという状況になります。NPO法人の大阪府海域美化安全協会でお調べいただいた分類によると、おおよそ8種類ぐらいに分類できるであろうということで、種類としては木くずや、次、草類と書いてありますが、海藻の場合と陸域から流れてくるようなヨシ類の場合もございます。包装容器と言われるのは、皆さんよく耳にされるレジ袋などに代表される袋、発泡スチロールの類い、多いのはペットボトル。プラスチックごみというのは主に子供のおもちゃとかそういったものがごみとして漂っている場合が多いということです。

次は、缶とか瓶類。最終的にその他とありますが、例で出ております写真は車のタイヤになっております。

こういったものが、まずは浮遊ごみ、漂流ごみという形で存在し、それがずっと浮いている状態でしたら浮遊ごみの状態ですが、海岸に打ち上げられるといわゆる漂着ごみになります。また、缶、瓶類であれば、その重さで沈み、堆積ごみという形で海の底に沈んだ

状態になったりいたします。海のごみというのは、大体そういう形で存在すると。

戻っていただきまして1枚目。真ん中辺りのところの○で、大阪湾のごみの特徴とございます。今申し上げたような分類でごみがいろんな種類ありますが、大体ごみが入ってくるのは大きな河川から流れて入ってきます。そのため、梅雨時や台風シーズン、台風の後などに非常に浮遊ごみが多くなります。大阪湾の港であれば、大水が出た後の3日後ぐらいになると、潮の関係で港の中に戻ってきて、港の中で漂流、もしくは自然護岸など一般的に傾斜のある護岸でしたら漂着してしまいます。

こういったごみを漁業者は、やはり漁業操業に邪魔になるということで、先ほど言いましたNPO法人の大阪府海域美化安全協会を通じて漁業混在ごみ回収事業ということで、漁業者が回収しております。

そのやり方というのは、もちろん漁業操業中に網にかかってくるごみを集めて袋に入れていただくと。その袋というのは美化安全協会さんから配られますが、大きさは90センチ掛ける60センチぐらいの大きなPP袋で、水が切れる形の袋です。これを全漁業者に向けて毎年3万枚以上の袋数を配らせていただいております。

大阪府24協ございますが、その前年のごみを集めていただいた実績に従って、その枚数をおおよそ配分する形で実施させていただいており、大体3万枚以上の袋を消費していただいております。それだけのごみを毎年集めていただいている形でございます。

近年問題になっているのは、一番下に行きますが、○でプラスチックごみということで、最近になってレジ袋が有料化されるなど、若干減ってはきておるんですけども、まだまだごみが多いというふうに漁業者の方は実感されております。大阪湾はまだ幸いなことにマイクロプラスチックといわれる細かく砕かれてしまっているプラスチックが比較的少ないので、まだそこまで問題にはなっていないです。ただ、ニュースとかで流れますと、そういった物を魚が食べて、特に内臓ごと食べるような小さな魚とかであれば、やはり人体に入ってくるんじゃないかと一般消費者の方は御心配なさって、そういう丸々食べるような魚の売行きが悪くなるのではないかと、風評を心配されることが多いです。そういったことも含めて、漁業者の方はこういう清掃活動に、最近は非常に協力的です。

その他、大阪湾のごみの特殊な事情として、最近は少ないですが、一時期比較的岸から近いということで大型の家電とかバイクとか自転車とか、そういった物まで海に捨てられる、こっそり捨てられるような事例もありました。それが底引き網という底を引くような網に引っかかって、漁業操業に非常に問題になった。あとはワイヤーみたいなものですね。

それと、大型船が通りまして、その後ロープみたいな物の切れ端なんかも水を含んで沈んでしまっただごみになってしまっていると。そういったごみもございしますが、今やはり問題になるのは、先ほど申しました河川等から流れてくるような一般に消費されたごみ、ペットボトルとかそういったもの。それと災害の後流れてくる木くずとか草とか、そういった物の量が非常に多いのが、大阪湾のごみの状況ということで、御報告を終わらせていただきます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして委員の皆様の方から御質問等いかがでしょうか。

【原田委員】 大阪商業大学の原田です。どうもありがとうございます。

私も漁師さんと一緒に関西広域連合の調査で、関空の北辺りの海岸を小型底引きの漁船に乗せていただいて調査に同行したことがあるのですが、網を入れると必ず大量のプラスチックごみが引っかかり、状況は深刻だなと思いました。特に大阪湾は、小型底引きが盛んな海域だと思います。今、浮遊ごみや打ち上げられているごみの話を主にお話いただきましたが、もし可能であれば海底の沈積しているごみについても、例えば、行政への相談や、あるいは漁師から上がっている声があれば教えていただけたらと思います。

【久保総括】 すみません、説明の仕方が、あまりよくなかったかもしれませんが、NPO法人の海域美化安全協会ですべていただいているごみの回収事業というのは、漁業混在ごみ回収事業という名前になっており、メインは漁業操業のときに引っかかってくるごみを回収されています。今、委員がおっしゃったように大阪府というのは、底引き網漁業が、隻数で言いますと大体半数を占めるぐらい操業されていますので、やはり堆積ごみは非常に集められております。

ですから、ごみを大別いたしますと、もう沈んでしまった瓶や缶、ビニールごみももちろん沈みます。そういったものが底引き網で集められると。あと、漂流しているのは港の中とかで、実際船を出す前に邪魔になったりするので、浮いているものを回収していただくこともございます。ですから、実際は、今御指摘ありましたように、底引き網で堆積しているごみの量も相当あるというのが実態かと思えます。

【益田委員】 ありがとうございます。大阪市立大学の益田です。

教えていただきたいのですが、私、自分の田舎が離島なもので、そういうところに行くときにいつも気になるのですが、例えば、漁業者が使っているブイ、浮きとかがみんな発

泡スチロールで作られており、それが漂着ごみになっていて、かつ、ばらばらに砕けていて、ああ、これがマイクロプラスチックの原因にもなっているのだろうなと思うことがたまにあります。ああいうふうな、例えば、今現在、大部分のごみは陸域から来ているということは理解しますが、漁業者自身が出しているごみというのは、今実際どれぐらいあるものですか。

【久保総括】 すみません、具体的な量までは把握できませんが、委員の御指摘のように、大きな発泡スチロールの丸いブイで網の位置を示すなどといった形はずっと行われておりますので、それが流れていってしまうこともございます。

正直なところ、以前でしたら漁業者の方も少し意識が低いところがあり、そういうものが港とかに放置されていると。それが気づかない間に風とかで運ばれていって海に落ちても、そのまま放置されている場合もあり、そういったものがごみになっている実態はあったかと思います。しかし近年は、先ほども申しましたように、マイクロプラスチックというような言葉が一般の方に広く情報として入るようになり、漁業者自らがそういうものを見ないで、自分たちの獲っている魚が売れなくなるということで、以前よりはきちんと痛んだブイとかも、漁連さんを通じてまとめて処分されるようになっておりますので、減ってはきていると思います。ただ、まだ若干意識の低い方もいらっしゃるのので、そこは我々もまた漁連に働きかけて、漁業系廃棄物と言われるプラスチックごみが散乱したり、それが海に行くことがないように注意はさせていただいております。

【原田委員】 今の先生の御質問に関してですが、瀬戸内海全体で年間約4,500トンのごみが流入していて、そのうち3,000トン、3分の2は陸からです。海域での発生、漁業系のごみ、あるいはその他も入れてですけども、全体の27%のおよそ1,200トンと推計、2010年、10年前の推計ですが、なされています。

特に漁業系のごみで多いのは、先生、今、御指摘の養殖いかだなどのフロート、あとは重量比では小さいですが、物として多いのはカキ養殖などに使うパイプ、こういったものが多いです。それから、例えば、大型巻き網で切れてしまう例が多いと思いますが、ただ大阪湾内に限って言えば、そういう漁網が切れてどこかに漂流してしまうタイプの漁法って、多分少ないですよ。ですので、大阪湾内の漁業者由来のごみということであれば、おっしゃったような港湾からの、要するに無造作に積まれていた物が流出するパターンが、恐らく多いのではないかと思います。詳しいデータは未調査なので、また調べていただく必要はあるかなと思いますが。

【岸本部長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【島田委員】 すみません。教えていただきたいのですが、最後のページの「浮遊ごみの実態把握の取り組み」のところに浮遊ゴミの構成比が示されたグラフが載っていますが、これは毎年このようなデータを集めて蓄積されているのでしょうか。

【久保総括】 すみません。これは毎年ということではなく、やはり近年ごみについての関心が高くなっておりましたので、やみくもに取るだけがいいということではなくて、やはりごみの分析を試みようということで分析されたのがこのデータであり、残念ながら毎年ではございません。

【島田委員】 ということは、平成29年以降はデータを収集されてはいないのでしょうか。

【久保総括】 今のところこの年だけです。

【島田委員】 そうですか。この会議は海岸漂着物の対策の推進をどうするかということとを議論していますので、現状と比べて、今後、レジ袋有料化などの影響がどう表れるかなど、大阪府・大阪市の取り組みの効果を見ることのできる貴重なデータになるかと思えます。今後、このようなデータ収集と分析もしていただけたら、と思います。

【久保総括】 そうですね。調査自体、先ほど申しました、書いていますとおりNPO法人の海域美化安全協会というところでされていて、勝手な想像ですが、このNPO法人が実は関西国際空港の中に事務局を置いておられます。御存知のとおりコロナの影響等で空港事業が芳しくないため、今年とか来年あたりはそういう調査費がきついのかなと。

【島田委員】 いえ、別に今年してほしいというのではなくて、このような浮遊ごみの実態の定量的な把握もされているということで、今後、もしかしたらこのNPO法人の方に全部お願いするというのではなく、その取組が貴重なデータ源の1つになり得るということで、調査を協力、あるいは、連携してやる可能性もあるのではないかと思ったものですから。

【久保総括】 分かりました。そうですね、おっしゃるように、直接漂流ごみとか調べられなくても、漁業者の方が集められたごみを行って分析するとか、そういったことはできるかと思えますので、おっしゃって頂いたことをできる限り検討してみたいと思います。

【岸本部長】 その他、いかがでしょうか。どうぞ。

【惣田委員】 立命館大学の惣田です。今の御質問にも関連しますが、最後のページの

ごみの構成比の定義について教えていただきたいです。種類ごとの確認箇所数割る全確認箇所という注意書きがありますが、見つかった場所の数ベースで構成比が定義されているということですか。

【久保総括】 すみません。おっしゃるとおり、今回の調査の方法というのはそういう形で、調査地点を隣の地図の丸で打っておりますが、そこで見つかったごみの中で割合を出しております。

ですから、量的なもので相対的に出しているということではなくて、そういうごみが存在していると、その程度の範囲に広がっていることが分かるようなイメージでのデータとお考えいただければ。

【惣田委員】 重量とか容積ではなくて、見つかる頻度のようなものでしょうか。

【久保総括】 そういう形で今回の調査はさせていただきました。

【惣田委員】 もう1点教えていただきたいのですが、構成比の中の草類、ヨシ、海藻類は、天然物かと思いますが、木くずというのは、天然の木が流れてきているのか、それとも木材加工されたものが流れているのでしょうか。

【久保総括】 大半はいわゆる流木のような形で陸域から流れてきている木ですが、一部は今おっしゃったような、例えば、木材の家具類が破損して流れていると思われる成型された板であるとか、そういったものもございますので。

【惣田委員】 なるほど。ありがとうございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

1つだけ教えていただきたいのですが、ごみとして木くずとか草類であったり、包装容器類とかペットボトルが多いというお話をご説明いただきました。最近ではマイクロプラスチックに代表されるように、プラスチックごみに対する関心が高まっているということではありますが、漁業者からすると、例えば、ペットボトルがたくさんあったら邪魔やというのはそのとおりで、網にかかってもそんなに網に絡みつく感じでもないし、取りやすそうだから、漁業における迷惑度というか、量的な問題はあるにしても、種類としてはそれほど大きくないような気もするのですが、逆に漁業者の立場から見てこういうごみが一番困る。例えば大型ごみは、網が破れたりするので困ると思うんですが、プラスチックに限らず、こういうごみが非常に困るんだということがあれば、教えていただきたいんですが。

【久保総括】 先ほど、原田委員から御指摘があったように、大阪府で底引き網漁業と

いうのを非常にやっています。底引き網というのは爪みたいなものが網の入り口についていたりするので、底引き網の漁業者の方でしたら、そこに引っかかるようなビニールごみであったり、ロープみたいなものであったりと。そういうものは網から取るのに非常に手間になりますので、それはやはりちょっと迷惑と。

そういうビニールごみが網の口のほうにたまってしまいますと、魚が入ってきにくくなりますので、大体船で網を曳網するような形の漁業者の方は、やはりそういうビニールごみであるとか、広がるようなものとか網に引っかかるものというのは、非常に迷惑になると。それで、網に入ってしまうと、ビニールが広がると抵抗になって網が引けなくなったりもしますので、そういうごみが一番迷惑というのはあるかと思います。

【岸本部長】 ありがとうございます。

【原田委員】 私が漁業者から伺ったお話では、それに加えてビニール系のごみが、レジ袋とかだけで300万枚という推計もしたんですが、海底を蓋してしまうと、当然酸素が遮断されるので、簡単に言うと、蓋をした部分がヘドロ化してしまうわけですね。そういうこともあって、以前は漁場として豊かだった場所が目に見えて漁獲高が減ってきて、逆にもうごみしかかからなくなっている。それは何か定量的なデータがあるわけではないんですが、やむを得ず漁場を移らなきゃいけない。その漁場が取り合いになるということが起こっているというのが、漁師さんは実感としておっしゃっていました。場所によっては網を入れてもペットボトルしかかからないところもあるそうです。

【岸本部長】 分かりました。

それでは、ほかにも質問があるかもしれませんが、時間の制限もありますので、1つめのヒアリングにつきましては、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続き、河川の美化活動についてのヒアリングということで、藪田様からよろしく願いいたします。

【藪田参事】 柏原市の環境対策課の藪田と申します。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

柏原市では、現在恩智川の環境の美化対策の取組を推進しており、この取組を実施するきっかけとなりましたのが、寝屋川流域協議会で平成24年5月に、寝屋川流域水環境改善計画を策定されたことによるものです。

この水環境改善計画の策定に当たりましては、府民の河川に対するニーズを把握するためにアンケート調査を実施されました。その結果により、寝屋川とか古川、あるいは恩智

川や平野川の下流においては、ほかの地域と比べて、ごみの散乱がかなり目立ち、不快に感じられている流域住民さんが多いということで、ごみを減らすことを望む声が多いことが分かったことから、計画の中に河道内のごみの削減という取組事項が盛り込まれたことによるものです。

その中でも、恩智川は特に下流域においてごみの散乱が目立つということですが、恩智川につきましては、御承知のとおり柏原市の北部の高尾山の山水が源流となり、その後、八尾市、東大阪市を北上して、大東市の住道の付近で寝屋川に合流する全長約15キロの河川であります。この寝屋川と合流する住道付近において多量のごみが浮遊している状況ですといいますが、寝屋川の水の量に押されて恩智川の水が滞留して、そこにごみが浮遊しているという状況にありました。

そこで、平成25年度に恩智川の河川管理者である大阪府と、先ほど言いました流域4市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市で連携を交わして、流域住民の恩智川に対する環境美化意識の向上に関する取組を実施しております。

この取組は、まず初めに、流域住民にごみの発生状況を知ってもらうために、各市境に浮遊ごみ啓発装置なるものを、ごみの浮遊量というのがこれだけあるというのを広く知ってもらうということで設置をしております。浮遊啓発装置と言いましても、簡単に言うと、オイルフェンスをつけて、そこにごみを蓄積していくというものです。

それ以外に、各市域でワークショップを開催し、流域住民と環境美化意識の向上を図る取組を検討してきました。柏原市におきましては、これまでに年1回の河川清掃のほかに、生物観察や水質調査を実施してきました。さらには、歴史散策なる町歩きなどを実施した年もありました。そのほかに、恩智川川柳や恩智川に関する絵画の募集をして、応募のあった作品の中から幾つかを選ばせていただいて、川の欄干につけさせていただくことで、美化活動の啓発としております。

これらは、主に恩智川に目を向けてもらうことによって、恩智川のことをよく知ってもらい、そのことで愛着が湧いてきて、河川美化意識の向上を図るという取組を主に検討してきました。

そのような中、昨年ワークショップのメンバーから、年1回の河川清掃の内容を検討するに当たりまして、このメンバーさんは、毎年企画をしていただいて清掃に携わっていただいているのですが、河川清掃の当日はいろんな役割を担っていただいて、清掃自体には参加したことがないと。要は安全監視であったり、清掃用品の配付であったりとい

うことで、実際に清掃に入ったことがなくて、やはり検討するにはそういったことも事前に知っておく必要があるのではないかと。それなら、1回メンバーだけで河川清掃をしたらどうかという意見が上がりまして。また、一方ほかのメンバーさんから河川清掃をするだけでは意味がないのではないかと。できればそのときにごみの組成とか調べてみてはどうかという声も上がりましたので、去年はちょうどG20の開催もあって、大阪府で海洋プラスチック問題が大きく取り上げられていたので、プラスチックごみがどの程度投棄されているのか、あるいはそれ以外のごみがどの程度あるのかというのを調査する方向で、川の調査の実施内容を検討してきました。

そこで調査をしましたのが、まず調査の目的としましては、恩智川の浮遊ごみ等の組成の実態を現状把握し、今後の浮遊ごみ対策の抑制に資するものとするということで、ごみの調査の実施日につきましては、去年の11月9日の午前中に実施させていただきました。

調査区間としては、ちょうどその表紙の裏に地図をつけておりますが、ちょうど真ん中に薄い字ではね橋と書かれてあるんですが、これの上流、下流、約100メートルずつ、200メートルぐらいの区間で調査を実施させていただきました。

そして、調査に当たっては、調査票を用意しまして、この調査カードというのがその次のページにつけております。これは資料として添付しておりますが、下のほうに制作、荒川クリーンエイド・フォーラムというところで、こういう川ごみの調査をされておられて、これを利用させていただきました。こちらの調査票は国際海岸クリーンアップキャンペーンで準拠した河川版のICC調査カードであり、40項目以上にわたる分類をしますが、全国で利用されているそうです。

当日は、主に行政関係も合わせまして12名参加がありました。こちらにつきましては、3名を1班として当日ごみの調査に当たりました。

役割としましては、1人が主にプラスチックのごみを集める人。もう1人がプラごみ以外のごみを集める人。もう1人がこの調査票のカードに記録をしていく人間ということで調査を実施させていただき、ちょうどその橋の上流の右岸、左岸。橋の下流の右岸、左岸ということで、4班で調査をさせていただきました。

その結果、プラスチックごみが5袋で0.2立米。重量のほうは12キログラムありました。プラスチックごみ以外のごみにつきましては、3袋で0.1立米、14キログラムのごみが集まりました。合計26キログラムのごみが集まったということです。

主な分類のほうに、調査票のカードの横に個数と書かれていますが、そこに入っている

数字が当日集めたごみの種類の個数になります。当然ながら、ここを見ていただくと、一番多いのがやはり飲料用のペットボトルであったり、缶であったり。あるいは、買物のレジ袋であったり、破片のほうではポリ袋とかシートの破片というのが200ほど集まったという結果になりました。

今回こういう結果を得たことによって、大阪府の八尾土木事務所のほうで、3枚目のほうになりますが、恩智川クリーン・リバープロジェクトネットだよりという形でホームページで公開し、広く周知をさせていただいております。

このような状況で昨年は清掃活動、ごみの調査を実施させていただいたのですが、今年もコロナ禍の関係で、ワークショップ自体を先日ちょうど開催させていただきまして、今年も10月の下旬から11月の中旬にかけて、このような川ごみ調査を実施する予定であるということを決断いたしました。

今後、実施を継続していくことによって、例えば、今年7月にレジ袋の有料化というのがありましたので、この後調査をさせていただいて、このレジ袋というのがどのような量になっているのかとかいう個数の変化を確認することもできるのではないかとということで、こういった調査は継続していきたいなと思っております。

また、こういった調査を継続することによって、こういった場所にどのようなごみが多いのかというのを特定することによって、ごみの発生源を突き止め、その発生源が分かれば、次どういった取組を進めることによって削減できていくかという発生抑制の取組につなげていければ、浮遊ごみの減少にもつながるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様のほうから御質問等いかがでしょうか。

【益田委員】 教えていただきたいのですが、河川敷に下りてみんな作業をやっておられますが、私、昔東大阪に住んでいたことがあって、すぐ近くに恩智川が流れていて三面張りだった記憶があるのですが、恩智川は実際にどれぐらいこういう、自然堤が続いていて、下に下りられるところがあるんですか。

【藪田参事】 基本的には、欄干があって下りられない形にはなっていますが、当然ながら清掃に入るときには、八尾土木事務所さんで、昇降階段のほうを今回新しく設置をし

ていただいたんですね。柵の鍵を開けて下に下りていく感じです。柏原市域で言いますと、もともとは三面張りではなく、下は普通の土だったんですけれども、川幅がかなり広くて、広いといっても5メートルぐらいですが、要は流量が少ないので恩智川の水が流れないと。ですので、夏場には悪臭の苦情があったりしたということで、高水敷をやって川幅を狭めるような整備をされたと。ですので、今はそのような形になっております。

ちょうど写真を見ていただくと、このネットワークだよりのごみの調査とありますが、四角書きで書いてある、その一番上の写真の右側になりますが、もともとは横に人が立っていますが、こちら辺も全部川だったんですね。水面下だったので、それをここまで狭めたという形になっております。

【益田委員】 何かちょっと素朴な考えというか、意見ですが、やはりごみと水質もすごく関係していると思うんですが、やはり人が下に下りられる、そこで活動できるようなところを多少なりともつくと、ごみの量が減ったりとか、そこを使ってみんなが遊ぼうというようになると、意識が変わってくるのではないかと思います。

それで、やはり川幅が狭い状態で下りられないような環境になっていると、みんな、その辺の下水路と同じような感覚になってくるので、結構、下りられないのでお掃除ができないということも含めて、散らかっていくということがあるのかなと。実際にきれいにしていこうと考えた時、少しでもいいから親水公園的なものを工夫してつるとか、そういう三面張りを全部進めるのではなく、多少なりとも河床堤を残すなど、植生を生かすようなことをされたほうがいいのではないかと思います。

【藪田参事】 おっしゃるとおり、恩智川で植生と言われて、一度、川の中に、水に流れてきても強いような植物を植えることも実際試みたんですが、植えた直後ぐらいにかなりの鉄砲水が流れてしまいました。花は咲いたんですが、正直なところ満開まではいかなかったというのが現状です。

【岸本部長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【島田委員】 教えていただきたいのですが、使われた調査カード、これは全国的に使われているものなのですか。

【藪田参事】 そのとおりです。恩智川クリーン・リバープロジェクト、柏原市民の会には、メンバーさんが20名弱ほどいますが、こちらの方がほかでもこういった川ごみ調査をされているということで、これを主に使われているような、もう1種類たしかお持ち

でしたが。こちらのほうがまだ広く使われているということで採用させていただいたんですけれども。

【島田委員】 そうなのですね。

【原田委員】 何か事務方みたいになりましたが、補足させていただくと、全国的にじゃなくて世界的に使われていまして、I C Cというのはインターナショナル・コースタル・クリーンアップの略ですが、アメリカのNGOが提唱して1986年から使われている。それを日本の川に合わせて、特に川に多いごみだけを抜き出して川版をお作りになったのが、2013年に荒川クイーンエイドさんとJ E A Nさん。J E A Nさんは国のプラごみの会議にも出席されている環境NGOです。ちなみに、多分されていると思うんですが、J E A Nさんにも報告いただいたら、国際的なデータにどんどん蓄積されていきますので。

余談ですが、34年調べてこられて、世界中ですけれども、今年初めてたばこの吸い殻が1位から陥落して、ここで言う食品の容器、ポリ袋、これが一番になったことが、アメリカの大きなニュースになっていました。

【島田委員】 この調査カードは、ユニバーサルな、つまり、広く使われているということですね。なぜ聞いたかと言うと、データを取るときにいろんな組織がいろんな分類の仕方でデータを取っていくと、例えば、大阪府内での各川のごみの実態を見るときに、全体的にまとめて分析するのがとても大変なので、こういう、ひな形、つまり、調査カードが全国で使われているのであれば、他府県との比較も可能なのですばらしいなと思ったのです。ただ、もう1つの調査カードも検討されたというお話なので…。いろいろな種類があるんですね。

【藪田参事】 もう1つ、簡易版のようなものも持ってこられたのですが。

【島田委員】 このような統一された調査カードがあれば、本当によいなと思います。このような調査の存在を今日初めて知りました。説明ありがとうございます。

【惣田委員】 今のごみの調査カードの分類の結果について教えていただきたいです。飲料ペットボトルの個数が45個に対して、飲料ペットボトルのキャップがゼロ個なので、本体と蓋で別に数えているのかと思います。単純に考えると本体と蓋は1対1に近い比率で見つかると思うのですが、蓋が全然見つからない理由は何かありますか。

【藪田参事】 蓋は恐らく流されているのではないのでしょうか。

【惣田委員】 軽いからですかね。

【原田委員】 蓋とくっついて捨てられていたら、ボトルで数えます。蓋だけ落ちてい

た場合に蓋をカウントすることになっています。

【惣田委員】 なるほど。ちなみに見つかったペットボトルは、蓋は付いていますか。

【原田委員】 大抵ついています。

【惣田委員】 ついたまま、飲み終わって空にして…。

【原田委員】 蓋を閉めて、捨てられる。

【惣田委員】 わざわざ蓋をしてから捨てられていると。

【原田委員】 そうすると空気が入っているので、浮きの状態になるので、どんどん遠くまで運ばれるというのがペットボトルの特徴ですね。

【惣田委員】 なるほど。みんな蓋をして捨てるのですね。

【岸本部長】 そのほか、いかがでしょうか。

1つだけ教えていただきたいのですが、柏原市では、八尾市やその他の近隣の市町と連携して、大分長い間こういったクリーン活動をやっておられますが、そもそも一番最初にそういう活動をするための市民との連携のスキームをつくるのが結構大変だと思うんですが、その辺りについて何か工夫されたことはありますでしょうか。

【藪田参事】 もともとは活動されている環境団体に声をかけさせていただいた形と、あと主にボランティアを中心に登録されている団体がありましたので、そちらに趣旨を御説明に行きまして、参画をしていただいたという状況です。

【岸本部長】 なるほど。要は、それまでにベースが市民活動としてあったものに、うまくタイアップする形で活動を広げてきたと、そういうことですね。

【藪田参事】 はい。

【岸本部長】 分かりました。ありがとうございます。

【藪田参事】 ただ、やはりだんだん高齢化してきているので、そこが課題とと思っているんですが。

【岸本部長】 そうですね。実はどこもそうで。新しい方がなかなか入ってこずに、徐々に高齢化して尻すぼみになっていくというのが、いろんなところで起こっています。その辺りを、どういうふうに継続的にやっていくスキームを維持していくのかというのは、行政体には非常に重要なところではないかと思って。その辺りの情報をいただきましたかということなんです。

【原田委員】 この取組、実は二〇一三、四年頃に大阪府の八尾土木事務所さんが、今もあるんですかね、笑うに働くと書いて笑働大阪というプロジェクトの一環で、この恩智

川クリーン・リバープロジェクト、上から下まで、一番下は大東市まで、一緒に取組を初めてくださって、そのとき私もお手伝いさせていただいて、このデータカードのことも実は提案をさせてもらったんですが。

例えば、場所によって特徴が随分違うんですね。各地でこういう清掃活動もその後継続して取り組んでいただいて、本当にありがたいんですが、やっぱり大阪ってほかの人口減少に悩んでいる地域と比べると若い方が非常に多い地域でもありますし、また企業もたくさん立地している地域でもありますので、今回の海岸漂着物対策の中にも、ぜひ、こういった内陸の河川の活動にもっとみんな、やっぱりまだまだ知られてないと思うんですね。ですので、今、先生おっしゃったように、学校やそれから企業のみなさんも参加しやすい仕組みづくりというのを、ぜひ検討していただけたらと思います。ずっと続けていただいてありがとうございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、時間も大分超過してございますので、以上でヒアリングを終わりたいと思います。本日はわざわざヒアリングのために御足労いただきましてありがとうございます。

それでは、議事次第に戻りまして、2つ目、前回部会における主な指摘事項と対応について、事務局からよろしく願いいたします。

【事務局（山本総括）】 環境保全課、山本でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

資料1－3につきましては、前回部会における指摘事項と対応についてということでございます。頂いた指摘事項につきましては、基本的に全て部会報告素案に反映させていただいております。かいつまんで御紹介だけさせていただきます。

まず、基本的方向性ですが、例えば、レジ袋が排水口を塞ぐと。洪水リスクとかですね。また、新型コロナウイルスの問題。また環境問題でもリサイクル、温暖化といったようなこと。様々な社会課題とプラスチックの問題というのはつながっているんで、そういった全体的な視点を持って取りまとめるとよいのではないかと御指摘をいただいております。

また、目標設定については、目標を、例えば、清掃活動の回数など社会的数値も入れて進捗を管理していくのがいいのではないかと。また、山形県の裸足で歩ける海岸といったものを御紹介いただきまして、一言で言えるような目指す姿みたいなものを設定してはどうかという御指摘をいただいております。

めくっていただきまして、実態把握のところですが、プラスチックについて、先ほども御紹介があったように、川に堆積しているものが洪水などで流れるところがあるので、その辺を季節性とかを注意する必要があるといったような御指摘や、あと実態把握について簡易的な調査手法を使う場合には、手法の共有化が重要ではないかという御指摘をいただいております。

また、啓発については市町村の中でも温度差が結構あるのではないかという御指摘もありまして、そこは大阪府としてしっかり府域全域をコーディネートしていくということが必要ではないかと考えております。

また、府の施策、市町村や国との連携も含めて、社会課題がいろいろつながっているところもあるので、啓発もほかの社会課題とうまく組み合わせてやるほうがいいのではないかと御指摘をいただいております。

また、動画の活用や、情報の発信の仕方も対象の層を念頭に置いて発信をしていくべきではないかという御指摘をいただいております。

また、府民の皆さんが変わったと感じるような野外イベントでの屋台の取組とか、そういったことを促進していくような仕組みづくりをしていくべきではないかという御指摘をいただいております。

次、めくっていただきまして、連携ですが、関西広域連合でも事業をされていますので、そういったところとの連携が重要ではないかと。また陸域での対策につきましては、まちの美化を担当される市町村、また道路や河川といった管理者のところがうまく連携をしていくことがポイントではないかという御指摘をいただいております、そこについて大阪府がしっかりコーディネートしていくような役割を担っていきたいと考えております。

また、産業創出のところですが、プラスチック問題、我慢するとか使わないとか、そういったネガティブなことだけではなくて、新しい産業に転換していくといった視点を持つことが重要ではないかという御指摘をいただきました。

最終ページです。国際連携についてですが、これまでも様々な府内の事業者の海外展開の支援等、いろいろさせていただいてますが、プラスチックについても代替プラスチック技術など、世界全体の海の海洋プラスチック問題に貢献するといったような視点で取り組んでいくべきではないかといったような御指摘。また、ごみは海外から大量に日本にもやってくるといったところがありますので、そういった視点を持って取り組む必要があるのではないかと。

最後に、行政として大阪府がこれまで取り組んできたこと、公害を経験して取り組んできたことというのも、途上国の行政担当者にとっては非常に有効な技術なのではないかという御指摘をいただいています、そういったことを提供していくことも必要事業ではないかと考えております。

すみません。簡単ですが指摘事項については以上でございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、皆様から御質問等いかがでしょうか。

さっと流して説明をいただきましたが、皆様、既に事前に御覧いただいていると思いますが、基本的に指摘された事項に対して前向きに取り入れた形での回答になっておりますので、私が見た限りでは特段方向性としては問題ないだろうと思います。あとはこれをどのように素案の中に盛り込んでいくかというところではないかと思うのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の3つ目ですね。海岸漂着物等の円滑な処理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

【事務局（田淵補佐）】 では、説明させていただきます。

海域での回収処理ということで、港湾管理者や漁業者の皆さん、府民の皆さんによる取組状況を御報告申し上げます。

漁業者の取組につきましては、先ほど水産課から説明がありましたので、ほかの取組みを中心に説明させていただきます。

回収事業としましては、港湾と漁船・漁業者の回収がございまして、昨年度は5,624立米が回収されております。下のグラフにお示ししていますように、年度によって増減があります。これは台風とかの出水とかがあった場合、ごみが多く入ってくると。それを基本的には毎日回収されているということで、変動があると。大体6,000立米前後ぐらいで変動している状況でございます。

港湾関係・清掃船によるごみ回収の事業ですが、大阪湾では、この4つの主体が清掃船を出してごみの回収をしているということでございます。

具体的な事例につきまして別紙で説明いたします。こちら2枚めくっていただいたところでございます。大阪府の堺泉北港湾区域における回収・処理の状況ということで、この点々で囲っているところが港湾区域ですが、この中で特に入り組んでいる、船が泊まる泊

地というところを中心にごみを回収されております。清掃船しらすぎという船を府から清港会に運営委託して、基本的には毎日出港されて回収されているということです。

回収実績は表にございますとおり、月別、泊地別に集計されておりました、特に北泊地という一番北側の和川の河口の南側にある泊地、ここの回収量が多いという傾向にあるということがございます。

例えば、令和元年度10月に752立米と多くなっていますが、これは台風19号が来まして、80ミリぐらいの雨が降ったためだと思います。

1枚めくっていただきまして、30年度と29年度の回収量についてお示ししています。年によって変動している状況でございます。

それから、ごみの実際の回収作業の状況につきましては、写真をご覧ください。これは7月に船に乗せていただきまして見てきたところですけども、船がいわゆる双胴船のようになっておりまして、その間に水が入ってきて、海水ごとごみを一緒に導入しまして、ごみを籠ですくいあげるという作業をされております。

例えば、右下にあるように、根つきの大きな木が流れてきたりもして、航行安全上大きな支障があるので回収しているということがございます。

その次の別紙が、大阪湾の区域別に回収量を示した資料でございます。

以上が港湾関係の状況でございます。

それでは、1枚目の裏に戻っていただきまして、こちらがボランティアの活動促進等における回収と、あと沿岸の市町の支援・協力についてでございます。

大阪府では、地元の自治会や市民グループさんが日常的に活動されており、あと関係市町と港湾局、3者が一体になって、地域に愛される海岸環境、港湾環境の保全に取り組むというアドプト・シーサイドプログラムというものを平成15年からやっております。現在は14か所でやっております、具体的には港湾局は清掃用具の貸出しであったり、このサインボードを設置する。関係の市町は回収したごみを処分すると、そういう役割分担でやっているということがございます。

これは日頃から日常的にされている活動でして、それと加えましてクリーンキャンペーンというような形で海岸の清掃などをしているというような状況ということがございます。

資料1-4については以上でございます。

【岸本部長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして委員の皆様の方から御意見、御質問等、いか

がでしょうか。どうぞ。

【原田委員】 2点ありまして、1点が当然回収事業、各自治体さんないし国交省で予算を使っていただいているわけなんですけども、要するに税金を使ってこれぐらいごみを集めているんだと。これは、もし、ごみが流出しなかったらやらなくていいはずの、少なくとも人工物プラスチックに関しては。ですので、府民の皆様はこの問題を放置しておいたら、こんなにたくさん税金をここで使わなきゃいけないんだよということをアピールしていくことは非常に大事なかなと思いますので、ぜひこれからの取組で進めていただけたらということと、もう1点が、先ほど島田先生もデータの重要性を指摘いただいていたけれども、それぞれの大阪府、あるいは府下の自治体さん以外、国交省であったり兵庫県、ないし神戸市、こういったところと共通の指標でもって回収されたごみを分析していただいて、データを共有していく。あるいは、今最後に御紹介あったボランティアの皆さんも、ちょっとお手間ですけど、場合によっては、府の職員さんなんかにもお手伝いをいただいて、データ化していくことが非常に大事なかなと思います。

と言いますのが、海岸漂着物処理推進法の中で、あらゆる主体の連携ということと、それからモニタリングの実施ということが法律でもうたわれていますので、ぜひその辺りを今度の計画を実際に進めていく中で重視していただけたらなと思います。

【岸本部長】 ありがとうございます。そうですね。データ化というのは、どういうところに重点的に政策をやっていくのかという、政策の設定をする段階でも非常に重要な情報になってきますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

そのほか、委員の皆様の方からいかがでしょうか。

【島田委員】 原田委員のお話の続きなのですが、前回の指摘事項への対応の、いろんな関係部局との連携、関係市町村とか自治体との連携という点について、です。港湾局は、船の航行等の支障にならないようにという目的のために漂流ゴミの回収活動を予算、つまり税金を使ってやっておられます。実は、この回収活動やデータ収集は、船の安全な航行のためだけではなく、海岸漂着物の対策や大阪市が進めているブルー・オーシャン・ビジョンなどの海洋プラスチック対策に結びついています。これらの活動のためにわざわざ1からモニタリングしようというのではなくて、もともと違う目的のために実施されていたことが、大阪湾の漂着物対策推進地域計画にもつながっていくとういことで、連携する際には、新たに予算を組まなくても、すでに行われていることを情報共有することで連携に結びつきます。そういう情報共有があってデータを活用できるということを連絡し合うだ

けでも、大きな連携だと思えますし、それぞれの部局で眠っているデータや府の中のいろんな活動で蓄積されているデータが、今新たに注目されている大阪湾のプラスチック問題も含めた漂着物の対策に生かされているということを示すことで、調査に係る経費削減にもつながるという効果を見せることにもなります。

連携の話で、いろんな部局が一生懸命推進している活動によって蓄積されているデータが、この漂着物対策推進地域計画と実はリンクして、いろいろ使えることをアピールするなどの、広報活動も一緒に行うことになり、一石二鳥、三鳥となる可能性があるなどというのを、今日示されたデータを見て分かりましたので、ぜひ、このような見方も含めて連携をぜひやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

【岸本部長】 そのほか、いかがでしょうか。

私のほうから1つだけ。先ほど別紙のほうで、それぞれの泊地のところでの海面漂流物の回収状況というのを御報告いただき、北泊地が非常に多い傾向にありますよということだったんですが、北泊地は大和川の河口部に面しているということで、やはり北泊地の分は大和川から流れてくるものが、湾というか、泊地のほうに回り込んできて、ごみとして増えてくるという、そういうような理解でよろしいでしょうか。

【事務局(田淵補佐)】 お伺いしたところ、雨の後に沖に出てそれが潮で入ってくると。あとは、場合によったらもっと北の淀川とかから、北から下りてきて潮の関係で入ると。そういったことが、多分そういうことちゃうかなとおっしゃっていました。

【岸本部長】 なるほど、なるほど。分かりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

【益田委員】 いいですか。今と同じことで疑問に思ったんですけど。そうとして、西泊地のところで29年にすごい大量のごみが取られていますけど、これなんかもやっぱり、そういう、潮で引き寄せられるとか、そういう効果が現われてこういうふうになっているんですか。

【事務局(田淵補佐)】 ちょっとまた確認しようと思いますが、恐らく潮の動きとか風向きとかで、タイミングで北風が強かったらこの西泊地に入るとか、多分そういうことがあるんだと思います。

【岸本部長】 そうですね。特に10月にどかっと来ていますよね。1,300立米という感じで来ていますので、多分そのとき何かがあったんでしょうね。

【益田委員】 台風の状況。

【事務局（田淵補佐）】　そうですね。このときも10月22日に台風21号の雨が170ミリぐらい降っていますので、その関係で入っているのかなと思います。

【岸本部長】　ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

こういった状況、それからそういう意味では港湾局のほうで、今日のデータが既にある程度取れているということがありますので、そういった部局間を超えたデータの活用も含めて、ぜひうまく利活用をしていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、議事の④のですね。部会報告取りまとめに当たって特にご審議いただきたい事項ということで、事務局から説明のほどよろしくお願いいたします。

【事務局（山本総括）】　それでは、資料1-5について御説明をさせていただきます。

資料1-6のほうに部会報告の素案ということで今回お示しをさせていただいておりますけれども、非常にボリュームが大きくなっておりますので、その中で特に御審議をいただきたい重要なポイントについてということで、資料1-5のほうに抜粋をしております。それで、こちらを中心に御審議をいただければなというふうに考えております。

それでは、順番に御説明をさせていただきます。

まず、(1)目標設定についてです。今回の地域計画の改定に当たりましては、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンにおける2050年に追加的汚染ゼロというものと整合した目標を設定する必要があるというふうに考えております。

また、目標については、プラスチック対策というものが府民や事業者にとって非常に重要なものがございますので、府民にとって分かりやすいこと、また、対策の進捗状況や汚染実態を的確に把握できること。また、これのために予算をかけるということではできませんので、無理なく把握できることが必要であるというふうに考えております。

そこで、目指す姿と目標の案ですけれども、こちらの四角の囲みに書いておりますとおりで、大阪湾の漂流ごみの8割以上を占めるプラスチックごみというものを1つの象徴として、それを含めた人為的なごみを削減していくと、そういった考え方で示したいと思っ
ていまして、長期的に目指す2050年イメージとしましては、豊かな大阪湾という、これまで大阪湾の環境保全に取り組んできたキーワードを入れて、その実現のためにプラスチックを含めた人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾を目指すということにしたいというふうに考えています。

当面、今後10年の計画の目標としましては、2030年度大阪湾に流入するプラスチ

ックごみの量を半減するという事を考えております。

考え方につきましては、下に示しておりますけれども、豊かな大阪湾というのは、これまで取り組んでおるものですので、そことプラスチックごみを含めた海岸漂着物の対策というのもその中の1つの要素と位置づけて整理をしたいと思っております。

また、目標については、現状を100として今後30年でゼロにするということを考えましたときに、やはり最後にゼロにしていくところというのは非常に難しくなってくると考えますと、今後10年で重点的に半分までもっていくということをしないと、なかなかゼロまではもっていけないだろうなということで、こういう設定をさせていただいております。

めくっていただきまして、目標の、要は半減とかゼロとか言っているものを、どういった形で把握するかということが重要で、かつ非常に難しいところかなというふうに思っておりますけれども、まず前提として、大阪湾に流入するプラスチックごみの全量を実測として測ることは非常に難しいと考えております。そこで、方針としては、流入するごみと相関が高いと考えられるデータを定期的に入手して、それでもって進捗を把握するという考え方でいきたいなというふうに思っております。その流入状況をデータとして把握して、それが半減されれば、その目標を達成というような考え方でございます。

活用するデータですけれども、下に活用するデータの例というのがございまして、3つ挙げております。

まず1つ目が大阪湾での回収側からの把握ということで、これは先ほどから御説明をさせていただいた港湾管理者が実施している浮遊ごみの回収、この回収のデータを使わせていただいてプラスチックごみの割合を調査することによって状況を把握していくという考え方です。

また、河川の流入側からの把握は、先ほど河川の美化活動の例の御紹介もありましたけれども、そういった住民参加型の清掃活動と連携をして、まさに分類等も既にされておりましたけれども、ああいった場で分類をして、組成を分析するというようなことによって、その状況を把握していくという考え方でございます。

3つ目が、陸域での施設維持管理に伴うごみの回収ということで、これは例えば、浄水場の取水でありますとか、下水道のポンプ場のような事業活動に伴って河川のごみを取り入れるような施設については、やはりその施設を維持管理する上で必要に迫られてごみの回収処理をされていますので、そういったごみを見せていただいてプラスチックの割合を

見ていくというようなことができないかなというように考えております。

また、方針の3つ目のところに戻っていただきまして、大阪湾へ流入するごみというのは、何も大阪府から出るものだけではございませんで、例えば、上流の京都府とか奈良とか滋賀県とか、また兵庫県から来ているものもございましてというところで、関西全域の問題であるというふうに考えておりまして、推進法第19条に協力の要請というのもございまして、関西広域連合にもプラスチック検討会というのが立ち上がったところでございまして、そういったところで近隣の府県に対しても働きかけ、協力を求めていって、関西全体で目標達成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

一番下に取り組指標についてとございますけれども、この進捗管理が直接目標の数字につながるものではございませんけれども、対策の進捗を計るものとして、例えば、下に挙げさせていただいておりますけれども、指標海岸を設定してごみの漂着状況を把握するとか、マイボトル、マイバッグの持参率を測るとか、美化活動への参加状況を測るといったようなことで、補足的な指標も把握していったらどうかというふうに考えております。

続けて、(2) 重点区域の設定についてです。

重点区域については、現行の計画では海岸線全延長としておりますけれども、前回の部会でプラスチック対策のことも考えますと、陸域における設定も考えたいということで御理解いただいたところでございますけれども、具体的にどういう設定をしていくかという考え方の案がこの下に書いてございます。

プラスチックの問題というのは、現代の生活に深く根差しているということで、府域の中で特に地域差はないというふうに考えておりますので、重点区域の設定につきましては府域全域としたいと考えております。その上で、対策をしていくときには強弱をつける必要があるというか、重点的に取り組むところから広げていくという考え方がいいのかなと思っております。例えば、市町村とか企業と連携して、特定の河川流域単位で環境管理に向けた取組が既にされているようなエリア、協議の場みたいなところをうまく連携をさせていただいて、対策の手法とかそのノウハウを蓄積してほかのエリアにも拡大していくというような考え方でやってはどうかというふうに考えております。

めくっていただきまして、(3) 海岸漂着物の発生抑制対策のあり方についてということで、基本的にその次の地域景観につきまして、重点をおくべきはプラスチック対策というふうに考えておりますけれども、海岸漂着物処理推進法に基づく計画でございまして、対象としては全体を見ていく必要もあるということで、その辺についてどういうふうに取り

り組んでいくべきかというところでございます。

基本方針の記述につきましては、こちらに書いておるとおりですね。海岸漂着物というのが流域全体で考えないといけないというところは、これまでの理論と同じですけれども、例えば、土地の占有者、管理者の管理の問題でありますとか、一時的にイベントとかで使われる中での発生ありますとか、先ほど御指摘もありました漁具などの意図しない形での流出と。様々な発生というのが考えられると。こういったことを踏まえて、大阪府としてどのように取り組んでいくかというところでございます。

考え方の案ですけれども、プラスチックに特化して実施すべき対策を除いては、海岸漂着物になる可能性がある陸域のごみにつきましては、当然プラスチックだけやるということではございませんので、トータルとして実施するというところで考えております。

その中で、海洋プラスチック問題というのは、1つ非常に分かりやすくインパクトのあるものがございますので、プラスチック問題というのをしっかり象徴的に啓発等で訴えつつ、海岸漂着物全体の対策を進めていくというような考え方でいきたいというふうに考えております。

次に、(4)関係者の役割分担、推進の考え方でございます。次のページにわたって囲んでおりますけれども、次のページのところに国の役割、府の役割というのを書いております。これが現行の計画で簡条書をさせていただいている役割でございますので、そこに少しプラスチック対策で陸域の対策というのが中心になって来るかと思っておりますので、その役割を追記させていただいたのが、この下線の部分になってございます。

1ページ戻っていただきまして、考え方ですけれども、現行の計画から改定することによって、陸域のプラスチックごみ発生抑制が中心になるということで、市町村とか事業所、流域での取組というのが非常に重要になってくると考えております。先ほど少し指摘事項の対応で説明しましたように、陸域の対策には行政が管理する河川、道路や下水道、公園というところの管理者と市町村との連携というのが重要であるというふうに考えておりますので、そのコーディネートを大阪府がやっていくというようなことで考えていきたいと思っております。

あとは、大阪府が全体の実態を把握して情報提供に努めるとか、事業者と連携してプラスチック代替の技術を広めて、また国際連携をしていくとか、これまで委員に御指摘をいただいたことをしっかりこの役割のところにも反映をしていきたいというふうに考えております。

最後です。最後のページSDGs未来都市の選定及び大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画についてということで、これは報告でございますけれども、前回部会が6月に開催されておりますが、その後のことですけれども、7月に大阪府・大阪市で申請しておりましたSDGs未来都市というものに無事に採択をされましたということで、このSDGs未来都市の選定を受けまして、実際府市で実行していくプロジェクトの実行計画として、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画というものを策定することになりまして、ここは大阪市環境基本計画の水分野の計画という位置づけで、現在大阪市環境審議会のほうに諮問され、現在審議中でございます。

当然ながらプラスチックごみ対策の部分につきましては、両計画が目指すところは一緒でございますので、目標の統一化と施策の内容、方向性の共通化といったところでしっかり足並みをそろえて取りまとめをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料1-5については以上でございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様の方から御質問、御意見等はいかがでしょうか。どうぞ。

【原田委員】 幾つかあるんですけども、まず1点目にちょうど資料1-5の1ページ目の目指す姿、2030年に半減させる。非常に意欲的な野心的な目標で頑張りたいなと思うんですけども、プラスチックの、海から見れば流入量ですね、陸側から見れば流出量ですけども、流出量というのはいろんなプラスチック製品がある、プラスチックだけじゃないですけども、ある中で、どれだけ使用されているのか、消費されているのかということと、あと流出のリスク、確率。使用量は多いけれども流出のリスクが低いものもあれば、使用量は絶対的には多くないけれども、流出のリスクが非常に高いもの。例えば、大阪でも淀川でたくさん人工芝の破片というのはマイクロプラスチック見つかるんですが、それなんかは使用量は少ないけれど流出リスクは高いもの。こういう辺りをこれからの計画を実施に移していく中で、使用量と流出リスクに分けてしっかり考えていくことが大事かなと思いますので、やっぱり優先順位とか、あるいは、できる、できないの話が現実には起こってくるので、その辺の考え方の整理を、今回のこの計画の中では必要ないかもしれないですけども、今後、具体的につくっていく必要があるかなと思いました。

もう1点が、ちょうど4番目の関係者の役割分担及び推進の考え方、一番最後のところ

ですが、こちらを拝見していて、何かざくっととても嫌みな言い方をすると、大阪府さんで何をするんですかというふうな、具体的なことがあまり見えてこないな、もちろんそんなつもりではないと思うんですけども。

と言いますのが、啓蒙啓発を呼びかけるとかというのは、もちろん今までも一生懸命やってきていただいても、現実にはごみがたくさん流出している。そういう中で、やはり行政機関ですから、社会のルール、つまり大阪府の場合、条例をつくることができるんですね。規制したい、これは行政にしかできないことなので、どんな規制をつくるかというのはまた別な話ですけども、必要に応じて条例を整備していく。

先ほど産業の支援ということは考え方の指摘事項のところでも挙げていただいていたんですけども、それに加えて、必要な条例の整備ということをぜひ入れていただけたら。上の国のところを見るとそれらしいことが書かれていたりもするんですけど、府のほうは呼びかけに終わるような感じを、これだけを見るとそういうメッセージを世の中に伝えかねないなと思いましたので、規制主体として取り組むこと、できることというのがあるはずですので、特に使い捨てプラスチックに対する規制というのは、恐らくこれから考えていかなければいけないことだと思いますので、ぜひ書き加えていただけたらと思います。この部会報告の案のところでは言いますと、3番目の実施すべき施策のところに入れ込んでいただくことになるのかなと思いますが、ぜひお願いします。

【岸本部長】 ありがとうございます。

事務局のほうからコメントとか何かございますでしょうか。

【事務局（下村室長）】 環境管理室長の下村でございます。今、原田先生がおっしゃっていただいた条例による規制なんですけど、正直言いますと、今のところ何かこれで条例の規制をかけるというものがあるわけじゃございませんので、ちょっとそこは検討させていただきたいなというのが1点です。

ただ、我々も全くそれを検討してないことはなくて、例えば、事業所で保管しているプラスチックが漏れないかどうかとか、基本的には製品を出荷される事業者さんはそんな無駄なことをあえてしないということもあって、なかなかそこを条例で規制をかけるというのが可能なかどうかとか。

それから一般の方がポイ捨てされる、これも廃棄物処理法で不法投棄の禁止というのが書かれていますので、要は法律に書かれている以上のことを条例で何かかけるというのはなかなか難しいとか、いろいろ検討はしているということは実態としてはあるんですけど、

具体的にこれでというところが、今の現状では、今のところまだ見つかってないというのが実態です。

だから、まだまだもっともっと検討せえという御指摘があつてしかるべきだと思いますので、いろんな角度からは検討していきたいなというふうには思っています。

【原田委員】 ありがとうございます。つまり、例えば、ここに必要であればというか、必要に応じてというか、条例を整備するといったことを書くことで、関係する産業界の皆さんに対するメッセージになると思うんですね。自主的な取組の結果、別に条例をつくらなくてもよかったよということであれば、それはそれでいいわけです。

大阪は2025年に万博を控えていて、プラスチックフリーな町を目指すということも、別の大阪府の会議でも議論していただいていますけれども、例えば、参考までにニューヨークは、ニューヨーク市で発泡スチロールトレイを使うことを全面的に禁止して、これは昨年ですけれども、今年からはレジ袋禁止をして。また逆にニューヨーク州は、昨年にレジ袋を禁止して、今年発泡スチロールトレイを禁止したんですね。

そういうふうに個別の品目、リスクの高い品目に対して、あるいはリサイクルの経費が物すごくかかる品目に対して、的をしぼって規制するということは、海外の諸自治体もやっていますし、あるいはイタリアのミラノなんかは万博を契機にしてといたしますか、ゼロ・ウェイスト、ごみゼロの町を目指して、結果ミラノ万博でもリサイクル率75%を実現して。

ユニクロが最近すごく熱心にやっていますよね。あれ実は、ミラノに出店したことがきっかけで熱心な取組を始められたんですけども、ぜひ東京に負けてばかりも面白くないので、ぜひそういった踏み込んだ施策を、ぜひこれを機会に検討をスタートしていただくということをお願いできればと思います。

【岸本部長】 今の資料でいきますと、後から2ページ目のところに各国とか府とかの役割が箇条書で列挙されていますけれども、例えば、府の役割でも見ると、1つ目のところには地域計画の策定云々という話があつて、3つ目のところには海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策をと書いてあつて、それを推進するために何か努めるという形になっているので施策を打たないわけではない。

国のほうだと、例えば、1つ目のところに総合的な施策を策定し実施するとなっていて、これを見ると条例とかそういった法律とかそういうような整備をしそうなイメージを与えるんですね。ところが、府のほうは、最後全部努めるになつていて、努力目標になっている

ような形になっていて、だから原田委員は、何かそういう条例とかもうちょっと積極的な形で表現したほうがいいんじゃないかということをおっしゃられると思うんです。

多分、大阪府も全くそれを考えてないわけではなくて、現時点で条例の具体案があるわけではないので、条例を定めるというとなにか条例を無理やりにでもつくる話になっちゃうので、それはちょっとややこしいというのだと思います。例えば、海岸漂着物等の発生抑制を図るために必要な施策を策定し実施するというふうな箇条書の文言を1つ挙げておけば、その中に必要に応じて条例を策定するとかいうことも入ってくるし、もちろん場合によっては条例までいかななくても、行政指導の形でやるので十分だという判断になるのかもしれないし、それは分からないけれども、そういうようにちょっと表現を工夫すればよいのではないかなというふうに思うんですが、事務局的にはいかがでしょうか。

【事務局（下村室長）】 表現についてはもう1回検討させてください。

【岸本部長】 そうですね。

【事務局（下村室長）】 まだ次回がありますので。

【岸本部長】 分かりました。どうぞ。

【原田委員】 つまり、役所って力を持っているんだよということを世の中にアピールしていただけたらいいかなと。

それと、すいません、条例の整備とか規制策の話と、もう1個、支援の話。先ほど産業の支援の話もあったんですけど、海岸漂着物ってもちろん流木とかも含まれていて、それも結構船の航行とか厄介な問題で、今森林というのが本当に荒れ果てているので、森林整備といいますか、そういったことも具体的な実施計画をつくっていただく中には関係してくる話ですので、その視点もちょっと、プラスチックの話ばかり注目いただいて、もちろん私としてはうれしい部分ではあるんですけど、そのほかのこともお考えだと思いますけども、ぜひお願いします。

【岸本部長】 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様の方からいかがでしょうか。どうぞ。

【島田委員】 すみません。この資料1-5の目標設定についてという(1)の部分は、資料1-6の部会報告の素案の25ページの2、目標・指標及び年度の設定というところの今回の審議結果を踏まえて記載というところに盛り込まれるということですよ。

【事務局（山本総括）】 そのとおりです。

【島田委員】 そのときに、資料1-5の2ページ目のところに、目標達成状況の把握方

法についてとして記述されているので、これは指標を書いた上で目標達成を把握するには、定量的に把握するのが必要だということがしめされていて、この内容も部会報告素案の1-6の25ページの取組指標の部分に記載されるということによろしいでしょうか。

【事務局（山本総括）】 取組指標というのは一番下のところに取組指標についてということで例示を挙げさせていただいているもののイメージですので、把握方法につきましても、その上のブルー・オーシャン・ビジョンと整合した目標という部分の中で、その手法についてはこういうやり方が考えられるということ、今回いただいた審議も踏まえまして、例示も含めてここで分けさせてもらって、さらに具体的な手法はその後検討を進めて実際に実施に向けて検討を進めていきたいというふうに思っております。

【島田委員】 分かりました。1-5の2ページ目にしめされている把握方法のところ、活用するデータの例として3つ挙げていただいているのですが、例えば、大阪湾での回収側からの把握というところに関しましては、この回収側からのデータの把握が、28ページに示されている部局との連携、各主体の役割と連携した対策の推進につながりがあることがわかる書き方、つまり、データ把握が、実は、部局連携にもなり、さらに違う目的でやっておられる活動がここにリンクするというを書いておくと、この部会報告が、府民の方へ連携して計画を推進することのアピールになりますし、大阪府の部局内でもこれを読んでいただくことで、違う部局でやっている推進計画が、自分達のやっている部局とリンクしているのだというふうな、部局内の情報共有の資料にもなると思います。

2番目の河川からの流入側からの把握に関しても、住民参加型の清掃活動との連携ということで、民間事業者NPOとの連携ということになり、参加している市民の方は川をきれいにしようという、美しくしようと思ってやっておられると思うのですが、実は自分達のやっている活動、特に陸域では、海に流入する海岸漂着物や海洋プラスチックの問題にもつながった活動を自分達はしているんだということに気づくことになり、啓発にもつながっていくと思います。

3番目の陸域での施設の維持管理についても、上水道の維持管理でしたらだったら水道関係の部局が把握しているデータが、実は、豊かな大阪湾の計画につながっているのだということを示すことになります。

庁内で各部局の目標としてやっておられる活動が、実はリンクしていること、新たに何か予算を取ってデータを得なくても、それぞれがやっている活動を活用することで、海岸漂着物対策の目標のために活用されることにもなるということがわかるように、「今回の

審議を踏まえて記載」としている部分に書いていただけたらと思います。何かプレッシャーをかけているようですが、よろしくお願いします。

以上です。

【事務局（山本総括）】 ありがとうございます。

単純に審議結果をここにばーんと放り込んで終わりとか、そんなことにはならないです。いろんなものの取組は、それぞれうまいことつながって、ごみを減らすという意味でいったら多分どこも同じ方向を向いてできることだと思いますので、そこをうまいこと連携して、そのことによってお金もできるだけかけずに済みますし、それぞれの目的も達成につながっていくということができるとと思いますので、その辺注意しながらまとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【島田委員】 よろしく申し上げます。結構、各部局の縦割りが駄目とかいう話が出ますが、別に、ものすごくたいそうな連携の会議を開くというのではなくて、府庁内で各部局が活動している内容をお互いが知り合うこと、各部局での活動も、実は手を携えて連携したら新たな予算を使わなくても実は相乗効果を生むのだと気が付くような理解を深めるだけでも、十分に、縦割り解消になると思いますので、ぜひ、この資料が部会報告で完結、というのではなく、部局間で回して見ていただけるように活用していただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

【原田委員】 今の島田先生の御発言の中に、下水道の話もちらっと、上水道か、水道という御発言がありましたけど、下水道ですね、大阪市さんとか東大阪も一部そうだったと思うんですけど、古いところの合流式の下水道。これは結構海外でも問題になっていて、まだまだ実態把握も難しい状況なんですけども、合流式下水道を抱えている自治体として、多分1つの市さんだけでは難しい部分もいっぱいあると思いますので、どうしても流域間の行政間連携というところに入るのかもしれないんですが、ちょっと下水道の件も、今すぐというのはちょっと私も思いつかないんですけど、言及していただけたらなというのが1点と、それから、今回大阪府のこの計画って内陸部の、先ほど島田先生がおっしゃった住民さんの活動の支援とか、結構陸域での対策にかなり力点を置いていただいているんですけど、実際に海岸漂着物関連の経費を国に要望すると、陸域での対策って全部が全部海に行くわけじゃないでしょとかということで、謎の3割しか補助をもらえないとか、結構謎なことがいろいろあるんですね。

いろいろ話をすると、別に環境省もそんなことは言ってなくてという、結構誤解のよう

なところもいろいろあるんですが、ぜひ何割しか補助がもらえないからどうかという話じゃなくて、むしろ既存の予算で活動していただいているうちの何割かを国にも支援してもらえるとというような見方で、活動の充実を図っていただくような、そういう記述にさせていただけたらと思うのと、私、京都の亀岡市に住んでいて、いろいろやっていると、保津川、桂川というのは大阪に流れていくので、実は桂川に京都府の海岸漂着物の処理経費、国の補助って亀岡市の啓蒙啓発活動にちょっとだけついているだけなんですよ、ほとんど全部北部の海岸で。それって、やっぱり本来は大阪府さんと、あるいは滋賀県とか流域間連携でやっていかなきゃいけない部分なんですけど、たまたま河口に面してないばかりに十分なお金が、京都府単独でもつけられないという、それは恐らくほかの奈良県とか、例えば、大和川のごみの話も先ほどありましたけど、奈良での対策というのは絶対やってもらわなあかんで、大阪府さんから上流の自治体に声をかけて一緒にやっていくということは、広域連合の仕組みがせつかくあるので、そこを強く進めていただきたいなと思います。

【岸本部長】 ありがとうございます。まさしくそのとおりでと思いますね。

そのほか、委員の皆様の方からいかがでしょうか。どうぞ。

【惣田委員】 1番目の目標設定について、私はおよそ合意しています。プラスチックごみの流入量を半減するのはよいですが、計量が難しく、活用するデータ例が2ページ目にあって、2項目の河川の流入側からの把握が、直接的に反映されるデータになるかと思っています。この中で大・中・小規模河川を各1河川、代表として把握するとありますが、この場合の中・小規模というのは、どのぐらいのレベルのことを想定して、どのような河川に目星をつけているのか、教えていただきたいです。

単純にごみの量を評価することで考えると、大規模河川3つ対象にしたほうが良い気がします。中・小河川も重要だとは思いますが、物質量の評価からすると、中小河川はどのような考え方で選ばれるのか、お伺いしたいです。

【岸本部長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局（田淵補佐）】 なかなか難しいところではあるんですが、イメージとしては、まず府域にどれくらい出ているかということ、ざっくりとでも見積もりたいなという意味で規模別に把握するようにしているところです。

大規模というのは大和川のような府県をまたぐ川で、中規模でしたら市域をまたぐような、例えば、泉州地域だと大津川というのがありますが、泉大津市と忠岡町、和泉市、

岸和田市とまたいでいくような川をイメージしています。小規模はもっと小さい、市町域で収まるような川とか、ちょっと厳密には決めてないですけど、そういうようなことを想定しております。

【惣田委員】 物質量の把握からすると、次のページの重点区域でも地図がありますが、大和川とか淀川とか寝屋川とか神崎川ですか。直接的に湾に流れているようなところは入っておかないと評価しにくくなるかと思います。小河川というのは、結局、中大河川につながっているような場所になるんですか。

【事務局（田渕補佐）】 いや、大河川にはつながってなくて海に直接入っている川もあります。泉州諸河川水域の川とか。これを全部調べていくのは難しいので、モデル的な川を選んでその状況を経年的にウオッチしていくことで指標とできないかというような考えでございます。

【益田委員】 私が言うようなことでもないんですけど、泉州のほうの川って、川が短い分だけ、水質なんかは悪化しやすいんです。それで周辺の土地利用の影響を受けて、ものすごく川が汚れやすい傾向があって、大和川とか淀川よりもずっとずっと水質が悪いんですよ。だから多分ごみに関しても似たような状況があって、御近所の流域に住んでいる住民の人たちの生活の影響が出やすい傾向があるので、短いからといって軽んじることはできない。直接大阪湾に入っているんで、そういう意味では、さっき恩智川のゴミは途中で止まっていると言いましたが、止めるところもない状態で流出してしまうところが結構あるので、やっぱりその辺はきっと丁寧に見ていかないといけないんだろうなと思います。それなので、私、重点区域を単に川の大きさによらず、ある程度モデル地区に置くというのはいい考えかなと思っています。

【岸本部長】 そうですね。多分物質収支を考えると、当然大きい川のほうがトータルの量が、濃度が低くても量が多いので、結局のところ最終的に大阪府域全体からの流出を抑えようとする、大きいところからやるべきだというのはそのとおりだと思うんですが、一方で住民参加型、もしくはNPOだとかそういったようなところで、活動しているところをベースにやらないと難しいと思います。先ほど恩智川の説明がございましたけれども、あのときも結局そういうコラボレーションをどうやってやったかということ、もともと民間でそういった活動をされたところにうまく乗っかる形でやっているというのがありますので、何もやってないところを1から行政が立ち上げて住民を集めてなんてことは、そうそうできないと思うので。

そういう意味では既に活動のベースがあるところをうまくピックアップしながら、それにちょっと幅を持たせる形で地点を決めていくということをしないと、實際上、動けないと思うんですね。

そういう意味では大・中・小という必ずしも規模にとらわれずにやったほうがいいかなと思うのと、もう1つは、小規模な河川でもいいんですけど、要するに府域全体をいきなり全部把握しようなんていったら、無理な話に決まっているので、だからこそ陸域側のほうにも重点区域を設けましょうという提案になっていて、その重点区域を設定して、その重点区域に関連する河川のところにきちんとそういう地点を置いて、まず重点区域の中の施策の評価をやった上で、それを大阪府域全体もしくは流域全体に広げているというスタンスを取らないと、多分実効性が出ないと思うんですね。

なので、その辺り地点をどう決めていくかというのは、これからどういう活動が府域でやられているのかというのを把握しながら決めていくことになるんだと思います。逆に言うと、これからの実効性を持たせる段階でいろいろと試行錯誤しながら努力していただくところかなというふうに思います。

【原田委員】 そのデータというか、量の把握で確認したいんですけども、以前も例えば、恩智川で川にオイルフェンスのようなものを張ってごみを捕獲して調べるということをしていただいていたんですけども、海に流れ込むごみを半分にしましょう、ゼロにしましょうという、極論すれば、河口にフェンスを全部設置してしまえば、下をくぐっていく分は一定ありますけど、あらかたのごみは取れるわけなんですね。ただそれは、河川に対しての流入で見たら全然減ってないわけなんですけど、海への流入ということを考えると減るわけなんですよ。この辺りをどうお考えなのかなど。

今後例えば、ごみの捕獲フェンスのようなものをどっかの河川に重点的設置しましょうというような施策も考えられると思うんですね。

実際韓国は実は5大河川全部それをやっているんですけど、それをもって海への流入が減った。陸の対策はまだまだこれからですけどねという状態が起り得るんですけど、そういうような対策、要するに川で回収は全部しましたと、したから海への流入はゼロなんだというのも、それはそれで考え方としてはありなんですけど、ここで海への流入というのは、どのタイミングをもって海への流入なのかなどというのをクリアにしておいたほうが、どちらがよしあしと違って、ちょっと確認だけですけど。

【事務局（田渕補佐）】 物理的に全て網を張っていくというのは、現実的には難しいと

思っています、河川部局のほうにも聞いているんですけども、恩智川でやっているのも、ごみを止めて、これだけごみがたまるんだよって啓発効果ということでつけているということです。基本的には河川敷に散乱しているごみがゼロになれば、海に入るごみもゼロになるだろうということで、そっちを目指してカウントしていくということを考えています。

【原田委員】　　ということは、陸域での散乱ごみをゼロにするということが目標だという理解で。

【事務局（田淵補佐）】　　はい。

【岸本部長】　　そのほか委員の皆様からいかがでしょうか。

全体的なところでいきますと、最初の目標設定につきましてはかなり意欲的な設定だと思うんですが、ほんとに達成できるかどうかというのはあるんですけど、でも、これぐらゐの高い目標を掲げないとやっぱり実際問題として、2050年にゼロというのはちょっと難しいだろうということで、これは一定の合意を得られるのかなというふうに思っております。

それから、重点区域設定というのは当然府域全域でいきなりやるというのはなかなか難しいし、そもそも有効な対策がどうあるべきかということも分からないところがいっぱいありますので、そういう意味では重点区域を設定していくというのもそうだろうということで、特に異論はないところかなというふうに思います。

次に、海岸漂着物の発生抑制、この辺りは結局、啓発だとかいう話になっていきますが、発生抑制をどのように捉えるかということで、先ほど質問とかにございましたように、河川での散乱状況を把握するとか、そういったようなところが入ってくるというところで、これも府域全域をいきなり網羅的にモニタリングするというのは難しいので、どうしてもモデル地区を設定してやらざるを得ないのかなというところかなというふうに思います。

あと実際にやっていくに当たって、関係者の役割分担というか、連携をしていく必要がありますよというところで、この辺りは皆様のほうから御質問とかもいろいろと出していたいただきましたけども、方向性としては皆様の質問を聞いていると、大きくずれているようなところはないだろうと。もちろんそれを実際のこの素案の中に入れ込む段階で表現をうまくしないといけないとか、それから役割分担の中でもその役割がもっと明確になるように書いたほうがいいのか、そういったところではございましたけれども、基本的には方向性としては、特に今まで出てきた御意見を聞いていますと、今回出てきます御審議いただきたい事項からは大きくずれてないというふうな認識を私は持ちましたけれども、皆様そのよ

うな認識でよろしいでしょうか。

ということで、この方向性を踏まえた上で素案のところに盛り込んでいただいて、次回のときにこれをものとしてつくり上げていかないといけないという形になりますので、また事務局も大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

あと一応、資料の1-6のほうにも若干話が入っちゃった感じがするんですが、資料1-6の、もし補足で説明とかございましたら、事務局のほうからいただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

【事務局（山本総括）】 おっしゃるように資料の1-6も参照しながら、かなり議論を進めていただいておりますので、改めてこういった形で整理を進めておりますという報告ということで、簡単に御説明だけさせていただきたいと思います。

今お示ししている素案は前回御審議いただきました論点整理と、その際にいろいろいただきました御意見というのを盛り込ましていただきまして、素案という形で整理をさせていただいたものでございます。

10月にもう一度部会を開催させていただきますので、今日御審議いただいた内容、御意見を踏まえまして、部会の報告案として取りまとめて10月の部会でお示しをさせていただきますと思います。本日以降も何かお気づきの点がございましたら、ぜひ御連絡をいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

素案の整理状況ですが、めくっていただいて目次のほうを御覧いただければと思います。背景と地域計画の基本的方向性と目標について、また実施すべき施策についてという形で整理をさせていただいております。背景につきましては、国際的な背景でありますとか、先ほど御紹介したSDGs未来都市の関係、また現状とか取組状況につきましては、昨年度になりますけど、第1回の部会で御報告したような内容を改めて盛り込ませていただいております。

また、基本的方向性と目標というところにつきましては、今御審議いただいた資料1-5に関係するところがほとんどでございますけれども、その前提として前回いろいろSDGsとの関係でありますとか、ほかの社会課題との関係とかいったところを含めて、この問題というのを矮小化させずに、しっかり大きい問題として府民に訴えていくべきではないかという御指摘をいただいておりますので、その辺は背景としてしっかり総論という形でまとめさせていただいております。

また、施策につきましては、発生抑制と回収処理というのが2大、大きい柱でというこ

とで立てつけになっておりますけれども、それと実態把握、啓発ですね。あと、推進連携体制ですね。連携体制につきましては、先ほどからいろいろ御指摘いただいているように、庁内、庁外の市町村、国というところの連携が重要だということを繰り返し御指摘いただいておりますので、これも実効性のある体制をつくっていきたいというところで記載させていただいておりますし、国際連携につきましては、大阪市さん含めてそのほかの団体さんとの連携も視野に、産業振興というところの観点も持って取組を進めていきたいということで、そういう形で整理をさせていただいております。

内容につきましては、事前にお目通しもいただいているかと思えますけど、このまとめ方等につきまして、何か御指摘等ありましたら、今の時点でいただければと思います。

すいません。よろしく願いいたします。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、資料の1-6の素案につきまして、既に事前にお目通しされていると思えますけれども、お気づきの点とか御意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ざっと斜め読みした段階で全体構成としてはそんなに問題ないかなというように、私は考えたんですが、委員の先生方、いかがですか。どうぞ。

【原田委員】 先ほども申し上げた条例も含めた制度の整備という意味では、25ページの3-1の3Rの推進といったところが特にそうなのかなと思うんですけれども、これだけを読んだら、もちろん行政の皆さん、そんなことはないとお思いなのは当然なんですけど、今までと何が違うのかなという感じを受けてしまう。いや、今までどおりのところ着々と進めていくことが大事だというのは言うまでもない当たり前のことで、私もそのとおりだと思うんですけど。

ただ、やっぱりこれは社会に対するメッセージでもあるので、例えば、3Rの推進なんですけれども、じゃ、その中で海洋プラスチックを減らすために、やっぱりそこは3Rの優先順位って国際的には、まずリデュース、削減が1番に来て、それでも全部を減らすことはもちろん無理なので、リサイクルであったりリユースであったりということがありますが、日本の場合、なぜか今まではリサイクルが前に来て、リデュースってあんまり前に出てこなかったんですね。

このところで、例えば、リデュースのことを特に強調していただいて、そのために必要な施策策定みたいな書き方とかしていただければ、大阪府としてリデュースをまず1番

にやる。

というのが、もう1つは、ごみの処理って財政負担が物すごく大きいんですよね、ごみ処理というのは。やっぱりリサイクルを何ぼ頑張っても元のごみが増え過ぎたら、右肩上がりで増えていたら元も子もない話なので、財政のことを考えてもリデュースがやっぱり一番というのは、皆さん、多分普段お感じになっていることやと思うので、それをリデュース最優先なんだということを何かここで、発生抑制に取り組むというのは、つまりリデュース頑張るんだよということを、ちょっと表現を変えていただく程度でいいと思うんですけど、今ここには何か新しいことをゼロから盛り込んでくださいというわけじゃなく、まずリデュース頑張ります。それでも無理なものについては、リサイクル、リユース頑張らましようというような流れに、この(1)のところをしていただけたらいいかなと思いました。

【岸本部長】　そうですね。3Rでは、やっぱりリデュースがまずあって、その次がリユースで最後がリサイクルですね。私、リユースも入れたらいいと思うのは、単にそのままの状態を使うということなのでごみにならないから、結局排出抑制につながっていく、リデュースにつながりますので。

リサイクルは、物を変えたりとか作り変えたりという話で、いろんな操作が入ってくるので、なかなかリサイクル自身にもコストが結構かかるというところもあって、リデュースとかリユースの部分に強調するというのは、確かに1つの方向性かなという気はいたしますので、御検討いただけるといいかなというように思います。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

【惣田委員】　今の件は、背景にレジ袋の有料化とかは書かれてないんですか。それもリデュースのやり方の1つですよ。社会背景として、書いてあればよいかと思います。

【益田委員】　私も今のことはすごく同意します。今までの、今日皆さんがおっしゃっていたことをいろいろ聞いていても、やっぱりごみを減らすというのが一番根本的な解決なのかなって。結局ごみが出なければ川に流れるものもないわけですよ。だから、みんなが捨てないということが一番根本的な解決であって、やっぱりそのためにはリデュース、リユースの部分に積極的に促進できるような形にしていく。それが目に見えるような形にするのがとても大事なかなって、今日の話聞いていて思いました。

レジ袋のことについては、多少は効果あるんだろうけど、どっちかというシンボリックな意味合いのほうがすごく大きいので、全体的に見るとレジ袋だけじゃなくて、本当に

プラスチック以外のものも含めてごみを減らすという、そういうふうな政策を積極的に取っていくようにしないとイケないと思うんですね。

そういう意味では、原田先生がおっしゃられるように、そこを強調して書く。できれば、政策に、どうすればごみを減らせるのかというようなことまで、ここにはもし書かなかつたとしても、先にはやっぱり考えていってくださるといいかなというふうに思いました。

【原田委員】 ありがとうございます。そうですね。国でレジ袋を有料化やったけど、その次のステップ、じゃあ、大阪は何をするんだということを取り上げて、ここで明確に示すことでリデュース、中でも使い捨てプラスチックですね。今日御紹介いただいたデータでも食品の容器、包装とかそういうのが多いので、特に使い捨てプラスチックということを明示的に入れていただくことで、何か対策が始まるんだなというメッセージを社会に訴えることができるんじゃないかな。リデュース、特に使い捨てプラスチックというふうな書き方をしていただければいいのかなと思います。

それと、これ別にはじめにのところに、文字数もあると思うので、無理に書いていただく必要はないんですけど、もし聞かれたときという程度のとどめておいていただいても結構なんですけど、今回、大阪府がこの対策、この審議会、つまり水質の部会で御議論いただいて私も入れていただいたわけなんですけど、これは結構全国的に見たら珍しいケースなんですね。

【岸本部長】 そうですね。

【原田委員】 ただ、国連の海洋条約に、海洋汚染って何ぞやというところに、実はいろんな物質などなどの意図的な、あるいは非意図的な流入という文言が最初に書かれているので、国際的な理解では海洋プラスチック汚染も水質問題、海洋の水質汚染の1つだという位置づけになっていますので、せっかくG20をやった土地でもあるので、そういうことも書いていただいても結構ですし、説明されるときに何で水質部会なんですかと言われたら、それはそうでしょというふうな模範解答を用意していただいたらいいかなと思います。

【島田委員】 それに関連して、豊かな大阪湾の実現というところに、良好な水環境とか生態系の保全が入っているので、背景のどこかにこの計画自体の立ち位置として、豊かな大阪湾の紹介も少し入れたらいいのではないですか。そうしたら、豊かな大阪湾の実現の目標には、この部会で議論している内容にリンクしていることがわかります。大阪府としては、豊かな大阪湾の実現という大きな目標の中に、海洋漂着物、海洋プラスチックの間

題の解決という目標が含まれているということを、どこか背景の中に記載してはどうか。目次を見るといきなり地域計画改定の背景が記載されていますが、その前に、これまで大阪府が取り組んできた大阪湾に関わるいろんな取組を少し紹介して、この海岸漂着物対策の推進計画はその中の1つであり、近年問題になっているプラスチックごみの問題の解決のための取り組みは、豊かな大阪湾という今まで大阪府が目指してきた大きな取組の一環であるというようなところを強調されたいのではないのでしょうか。

それともう1つ、資料1-5の最後に大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと共同に行うことを示す図がありますが、この図は、ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画と今議論している大阪府の海洋漂着物対策推進地域計画とがどのようにリンクしているかがとてもよくわかるので、資料1-6の素案にもこの図を入れることはできないのでしょうか。

これの図には、海岸漂着物等推進地域計画には大阪府循環型社会推進計画と大阪府豊かな海づくりプランとプラ代替品の普及推進の取り組みともつながっているということなどが全部コンパクトに書いてありますし、大阪市のブルー・オーシャン・ビジョン実行計画との関わりもすごく分かりやすいので、このままじゃなくていいのですが、入れていただくといいんじゃないかなと思います。この図はもしかしたら大阪市の作成のもので、著作権関係の問題があるとか、資料1-6の素案には文章がメインでこういう図を入れないという方針なのかもしれませんが。

豊かな大阪湾の話とこの図についてはぜひ入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局（山本総括）】 ありがとうございます。資料1-5の最後のページのところの絵と図とか説明ということだと思うんですけど、1-5の内容につきましては、基本的にこの部会報告の中に盛り込んでいこうというふうに考えております。

また別途、1回目の部会ではお伝えしていますが、循環型の関係、3Rも含めてですが、循環型社会推進計画の部会が立ち上がって今検討してまして、その内容につきましても、この中にエッセンスを盛り込んでとってということで、全体をこう、そのほかの取組や計画とのつながりも分かるような形で、最終整理をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【島田委員】 よろしくお願いします。

【岸本部長】 あと先ほど島田先生が言われた、それから原田先生もこの経緯をうまくちゃんと説明したいほうがいいんじゃないかという話がございましたけれども、その

辺りは、必要に応じて、背景というよりは、「はじめに」のところに書く内容かなと思うんですね。「はじめに」のところに既に一応、大阪府ではこういうふうに来てきたよというのは簡単には書いてあるんですが、そこに必要に応じて若干補足する形で盛り込んでいただければと思います。「はじめに」がやたら長かったらややこしいので、必ず盛り込まないといけないというわけではなく、必要に応じてというぐらいの形で結構かと思いますが、先ほどの原田委員と島田委員の御意見を踏まえて、必要に応じてこの部分を追記、加筆をしていただければ結構かなと思いますので、ぜひ御検討ください。よろしく願いいたします。

そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

ちょっと時間も超過しておりますので、本日の審議の内容を踏まえまして、事務局のほうで部会報告案の作成のほうを逐次進めていただきまして、次回部会報告案の取りまとめという形でまた御審議いただきたいと思いますので、委員の皆様は引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が押しておりますけれども、2つ目に議事、大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方についてということで、事務局のほうから説明のほど、よろしく願いいたします。

【事務局（三島補佐）】 それでは、議題2につきましては、事業所指導課水質指導グループ、私、三島のほうから説明をさせていただきます。

資料のほうは、資料の2になります。この大阪府生活環境保全等に関する条例につきましては、制定から約25年がたったということで、条例全体の検証作業、そういったことを大阪府のほうで行っておりまして、当部会ではその水質分野について御議論をいただいているところです。

条例に関しましては、本年1月17日に前回水質の規制の関係の施行状況、現状等を御紹介して論点を整理いただいたところです。その論点につきましては、1ページ目の上の四角囲いの4点でございます。

1点目は条例施行以降で届出実績のない、そういった対象施設の取扱いをどうするか。2点目が排水基準に設けております色または臭気についての取扱いをどうするかということ。3点目は異常水質事案のときの対応として、措置の対象の範囲という部分についてどうするかということ。4点目が条例に基づく総量削減の指導等の規定という部分が、水濁法との改正がある中で、その規定を維持していく必要があるのかどうか。この4点につ

いて議論をしていくということになってございます。

それでは、各論点についての検証結果について御説明申し上げます。

まず最初の届出実績のない施設の規定についてでございます。前回主な意見といたしましては、そういう除外をした場合についてのデメリットが生じないかとか、仮にそういった施設が設置された場合、コントロールできる方法を考えているのかというような御指摘とか、あと制定当時、影響があるということでそういった対象施設ということをして設けているので、環境の影響等を想定した上で残すものは残すという考え方を入れたほうがいいのではないかといたした御意見をちょうだいいたしました。

内容のほうに入らせていただきますと、2ページ目でございます。表1のほう、前回も御紹介をさせていただきました平成29年度末の届出の状況というところで、少し色をつけさせていただいている4種類の施設が実績のない施設というふうになっております。

それぞれにつきまして、その後いろいろと調査をしたというところでございまして、まず1つ目の施設として、2ページ目の下のほう、プラスチック製品製造業の用に供する混合施設というところで、こちらのほうは有害物質を含む溶剤による洗浄作業を伴うものに限るという条件付となっております。こちらのほうの関係の業界団体さんや関連企業さんにヒアリングをいたしました。

その結果につきましては、表の2に記載しておりますけども、整理をいたしますと、西暦2000年前後からISO9001とか14001の認証取得の高まりというようなことを迎えて、各企業さんが労働安全衛生上の部分でも非常に気を遣うというような、そういった雰囲気が出てまいりまして、有害な溶剤を用いた洗浄作業というものが徐々になくなってきたというところで、現状をヒアリングしたところ、そういった混合施設を洗うときにそういった有害物質の溶剤を使った作業は行われていないというような聞き取り結果でございまして、そういった状況を踏まえますと、この施設について対象から外しても差し支えがないかなというふうに考えているところです。

2つ目の施設でございます。窯業・土石製品製造業の用に供する薬品処理施設となります。こちらのほう、細かい分類でいきますと、ガラスとかホーロー、陶磁器、セメント、コンクリート等の業種が該当するということでございます。それにつきましても、同様に表の3のほうでガラス、4ページのほうも残り半分表が続いておるんですけども、陶磁器メーカーやセメント関係の業界さん等に聞き取りをしてございます。

基本的にそういった薬品処理がないというような業界さんでありますとか、何らかの薬

品処理を行っているというような業界さんにおかれましても、酸またはアルカリで表面を処理するというような、そういったような薬品処理を行うというケースが多くて、そういった処理になりますと水質汚濁防止法上の酸またはアルカリによる表面処理施設というものに該当することになりますので、法の網にかかった事業場については、府条例の届出は必要がないということになりますので、法律上の施設があることによって、届出の施設がこの業界につきましても、なされていないケースがほとんどであるというような聞き取り結果でございました。

3つ目の施設となります。5ページ目です。ウの鉄鋼業の用に供する溶融メッキ施設ということになります。こちらのほうも業界団体さんにヒアリングを行いました。こちらにつきましても、やはりメッキの被覆の密着性を上げるということで、事前に油とかさびとかそういったものを取り除くということで、脱脂工程、洗浄工程がございますので、こちらも酸またはアルカリによる表面処理施設ということに当たりますので、法律上の対象施設ということで法の網がかかるということによって、条例の施設としての届出が要らないというようなケースになっているということが分かりました。

4つめの施設となります。届出事業場から排出される水の処理施設ということになります。こちらのほうは、下の四角囲いの①のほうのところで説明をさせていただきますと、法律も条例もともに同じなのですが、届出の必要な工場や事業場といたしますのは、公共用水域に排水している事業場ということになっておりますので、例えば、A事業場の場合ですと、左側の矢印がございますように、公共用水域に排水をしているので星印が黒ということで対象になりますよということなんです、B事業場のようにCの処理施設のほうに、直接公共水域ではなく処理施設のほうに水を流しているというか、送っているというようなケースにつきましても、B事業場の施設というのは届出が要らないというようなこととなります。

こういった場合に、Aの施設というのは、Cの処理施設に当たるんですが、これを対象外にしますと、Bの白星の施設への規制がかからないというようなことになってしまいますので、この施設について条例から外しますと、網のかからない施設をつくってしまうということで、ふさわしくないかなというふうに考えております。

以上のことから、6ページに整理をさせていただいているんですけども、冒頭の業種が書かれている3種類の施設については、現在、そういった工程がないとか、法律上の施設が事業所内にあるというようなことで対象外にしても支障はないかなというふうに考えて

おりまして、4つめの届出事業所からの水を処理する施設については、除外すると網のわからない施設が出てくるということで、これは残すべきであるというふうに考えているところです。

続きまして、次のテーマでございます。排水基準としての色または臭気についてというところです。こちらのほうも、前回御意見をちょうだいしておりまして、色または臭気は感覚的なものなので、そういったものが分析の契機となったような、そういったものがあるのかなのかというようなデータとか、あと異常がある場合に、ほかのBOD等の生活環境項目にも異常があって、それが是正されれば色または臭気も落ち着くというようなお話をさせていただいたところで、そういった相関なんかを示されるようなデータを提供いただきたいとか、そういったような御意見をちょうだいたしました。

そういった御意見を踏まえまして、こちらで過去の事例等の調査をさせていただきました。

まず、7ページ目のほうですが、全国の自治体で、ほかに色または臭気の規定を設けているところがどのような状況かということで、自治体の調査をさせていただきました。私どものほうでは数値基準というのは設けていないんですが、一定の数値的な基準を設けているところが、和歌山市と川崎市、2つの自治体がございました。

川崎市は、一番下の行になるんですけども、ここ10年、色または臭気の関係で何か測定をして、その数値をもって何か指導したというのは、ここ10年ほどはないというような答えでございました。

和歌山市のほうにつきましては、着色度や透視度について、ここ一、二年、毎年1軒ずつ数値基準をもって、それを超過していることをもって指導をしているという、そういった実態があるというようなところでございました。

表の8のほうは、私ども府と同じように定性的な基準というようになっているところの5つの自治体について聞き取りを行ったところです。こちらのほうは、明確な数値基準もないということもありまして、何らか基準超過に対する指導の有無に関しては、5つの自治体ともここ数年来、そういった実績はないというようなことでございました。

続きまして、8ページでございます。前回、御意見をいただいたものについて、こちらのほうで事例等の情報を調べさせていただきました。

まず、2-1としているところですけども、色または臭気が分析の契機となったような事例。そこを検証するために、異常水質の案件を調査させていただきました。過去5年間

266件を調べさせていただきました。公共用水域で白濁等が発生したということで、原因究明のために現地調査等を行いながら、原因事業所をたどっていくというところで、そういった中で簡易測定、パックテスト等を行った事例というのは8件ございましたが、事故案件につきましては、排水基準を適用しないので事業場の放流口の、直接事業場からの水を取って分析ということを行っておらず、河川側の影響を見るということで河川水のチェックをしているというようなどころになっているので、事業場の排水がどのようなふうであったかというようなデータは残っていなかったというところでございます。

次の2-2のほうでございます。ほかの生活環境項目の濃度にも異常があるというところで、色、臭気との関係ですね。これの相関について調べてみました。過去3年間で排水基準を超過した事案について調べてみました。

排水基準を超過した場合、基本的にBODか何らかの基準項目を超過した場合は、その原因を事業場に把握させて、その改善策というものを検討、実施をしていただくと。実際に改善措置が図られた後に、事業所の実測定によって結果を確認して、そこで一旦指導を完結させるというような流れとなっております。

数値によるそういった排水基準によって指導を行う場合は、基本的にはそれ以降、苦情が続かなければ、一応改善されたというような扱いをしていますので、なかなかそのときの色とか臭気が改善後どうだったかというところまでを、きちっと記録しているというような案件が結果的にはございませんで、なかなか相関をお示しするというような状況ではなかったというようなどころであります。

続いて、3つ目の部分にも関係するんですけども、府域、大阪府の担当しているところでは、そういった継続的に色とか臭気が問題になっている事業所というところはなかったんですけども、一部府内の市町村が所管をしているところでは、そういった色の関係で問題になっているような事案があるというようなことを聞いておりますので、もう少しそこを深掘りさせていただいて、調査をさせていただいて、次回その辺りを整理して、もう一度提示をさせていただけたらなというふうに考えているところです。

ただ、すいません、なお書きのところ、8ページの下のほうになります。臭気の関係につきましては、悪臭防止法がございまして、そちらのほうで敷地境界なり排水口、排水での特定悪臭物質の濃度規制とか臭気指数による規制というものが可能ですので、臭気の発生源が特定できなくても、悪臭防止法で事業場全体を網羅的、総合的に規制するということが可能なので、臭気に関してはそういう悪臭防止法上の規制で合理的にやれるのでは

ないかなというふうには考えているところです。

3つ目のテーマとなります。事故時の措置の妥当性というところです。こちらにつきましては、9ページ、前回、表の9にお示しをした実績のほうを提示させていただきました。前回御説明したように、原因が分からないというような案件が全体の6割を占めているというところで、その辺りの理由はどういうことかというような御質問を受けまして、前回の部会の中で、やはりたどっていったときに暗渠にたどり着いてしまうと、それ以降の部分がたどれないとか、現地に着くまでにやはり流下してしまっていて、なかなか排出源までたどり着けなかったというようなところが多いので、なかなか原因がつかめないところが多いというような御説明をさせていただいたところです。

という中でも、一定4割は原因が判明しておりまして、その中で法律や条例の対象となるところが、上から2段目になりますが、74件、13%というところがあります。全体的には13%が今の法律、条例の対象となるようなところが原因者であったと。ただそれ以外に6%が法律や条例の対象になってないような事業場が原因になっているというところもありまして、それらがどうあるべきかというところを整理させていただいたところです。

こういった異常水質の事案については、一時的であれ、魚のへい死等で公共用水域への影響というものが生じておりますので、応急措置とか再発防止策というのを求めるというのは重要だというふうに考えております。ですので、法律や条例の対象事業場にかかわらず、やはり原因者に対しては、そういった措置を講じさせたり、再発防止策を求めるというようなことが必要でないかなというふうに考えているところです。

ただし、自動車事故とか自然由来とか、そういったものについては対象外でもいいのかなど。あと不法投棄に関しても廃棄物処理法での対応ということになるので、対象外としてもいいのかなというふうに考えております。

また終わりのほうですけれども、ただし、法律や条例の対象外ということになって、未規制事業場という前提になりますので、私どもとしては負荷も小さい、水量も少ないかなという中で、措置命令とか命令違反への罰則の適用までは必要ないかなというふうには考えているところです。

最後のテーマとなります。10ページのほうです。こちらのほうは総量削減の関係の規定です。

平成13年に水質汚濁防止法が改正になりまして、そこから窒素、りんが水質総量規制

の対象項目になったというようなところがございました。もともと法律はCODだけで総量規制をやっている中で窒素、りんが追加されました。私どものほうでは、平成6年、条例の施行以降、水濁法に先んじてCOD、窒素、りん、この3項目の総量規制とほぼ同等の効果を有する処置というのをずっと行ってきたところなんです。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法のほうでは、平成8年に指定物質削減指導方針というものを策定して、そういったところの中で目標等を立てて、窒素、りんを総量規制の対象項目ということでやってまいりましたが、水濁法のほうの規定ができたということで、こちら平成24年度末で廃止されております。

またのところなんですけど、最近閉鎖性水域につきましては、流入負荷量の削減で海域の栄養塩が減少して生物生産性に影響を与えている可能性なんかも指摘をされているというところで、今後単純に総量削減のみを進めていくということではなくて、生物生産性の確保の観点なんかも踏まえながら、水質管理が必要ではないかというような、そういった方策の検討が求められているような状況です。

こういった様々な状況の中で、水濁法でCOD、窒素、りんの規制指導というものが改正にともなって可能になっておりますので、条例において、それ以外の項目をさらに追加して総量削減を進めていくと、そういった必要性はないかなというふうに思っておりますので、条例の65条の規定というのは削除しても支障がないかなというふうに考えているところです。

説明のほうは以上です。よろしくお願いたします。

【岸本部長】 ありがとうございます。今回の条例のあり方についてというのは、今日で何かを完全に決めてしまうという話ではなくて、次回の取りまとめの方向性を出していただくというような形で、今回は、前回議論いただいたときに委員の皆様の方から御意見を幾つかいただいておりますけども、それに対して事務局のほうで状況を調べていただいて、他府県とか他市町村の状況も含めて調べていただいた上で、事務局なりの考え方を示していただいているというところがございます。

ということで、それぞれの前回のときに出していただいた意見に対しての、事務局なりの考えを示されているものがございますけども、皆様の方からただいまの説明に対して御意見、御質問等はいかがでしょうか。

【原田委員】 よろしいですか。一番最後10ページのところの総量削減指導の規定。確かに今瀬戸内海で栄養塩類が減っていて、ノリの養殖なんかが影響が出ているという議

論もあるんですが、一方で研究者の方の意見を伺っていると、別に瀬戸内海のノリの養殖って高度経済成長期に水質、富栄養化が進んだのと同時にノリの養殖の規模も大きく増えて、つまり昔に戻っているだけの話で、必ずしもきれいになり過ぎたということはないよという指摘があったりですとか、あるいは栄養塩の循環そのものが絶たれて、大正時代とかの水産のデータを見ると、淀川ってマスの漁獲高が日本で1番やったりしたんですけど、今もう上がれない、物理的に構造物がいっぱいあって上がれない、つまり栄養塩の循環が、あるいはし尿を畑の肥料に使ったりということもなくなってきていますので、栄養塩の循環が根本的に変わってきてしまっている。

ですので、そういう状況をもう少し研究が整理されるまで、規程を削除、規程を根拠に何かを行使するという事は、現実には多分今は行われてないということなんですよね。削除してしまうとまた復活させるのも大変やったりするので、もう少し研究、知見が蓄積されるのを待ってもいいのかなというのは、個人的に感じました。

【岸本部長】 私の理解は、府が独自に制定している条例による規制と、府じゃなくて国が法律によって制定している規制があって、その規制の重複を解消したほうがいいという提案だと思うんです。そもそも府が条例で規制をしたときって総量規制とかが始まっていなかったんで、府の条例というのは非常に先進的なものであって、それでもって規制をしましょうという形で、先進的に取組んだんだけど、その後、国のほうで総量規制という概念が入って法律上規定されたので、二重に同じことを規定している話になっているから、それなら上位の法律で規定されていることは、条例のほうはなくてもいいんじゃないですかというふうに、私は理解しているんですよ。事務局、そういう説明でよろしいんですか。

【事務局（三島補佐）】 はい、そのような……。

【岸本部長】 二重に物事を規定すると、事業者さんは、これどういうこと、どっち見たらいいのというので、ちょっとややこしくなるので、その辺の交通整理といいますか、規定類の整理をしたほうがいいんじゃないかなということなので、私は問題ないかなと思っただけです。

【原田委員】 確認ですけど、その汚濁負荷量は、これはそしたら国の規定に、瀬戸内法とかの規定に基づいて規制をするということは、もう平成8年、9年のところで決まっているので、現状として国の基準でもって必要があったら指導とか助言とかをすることになっているという、大阪府独自の規定があるわけじゃないんですね。

【事務局（三島補佐）】 はい。もう実務上は全然変わらない。

【原田委員】 なるほど。分かりました。じゃ、岸本先生のでいいと思います。

【岸本部長】 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【益田委員】 あんまり本質でないのですが、ちょっと気になったので言います。2ページの表2のところに、メタノールを使っている会社があるんですけど、メタノールは規制物質だと思います。有害なんですね。それがちょっと気になって、別にメタノールは多分オゾン層破壊物質とか温室効果ガスとかというのとは違うので、そういう環境の面からの規制はされてないけど、人体に対する影響があるからというところで、有害物質にはなっていると思うんですよ。だから規制はされているはずなので、きちんと取り扱っておられると思いますけど、この文面だけ読むと、割といい加減に扱っているのかなという、拭き取っていると書いてあるので、ひょっとしたら人体に対する影響をあんまり考慮されずに使っておられるのかなという印象をちょっと持っていました。きちんとされていると思いますが、確認しておいたほうがいいかと思います。

【岸本部長】 労働衛生環境上の部局の立場で言うとこれは規制なんだけど、今回のこれはあくまでも水質の規制の話なので、水質的にはメタノールが入っても、何ら水質的には規制の対象にはならない話なので問題ないと思いますけど、確かに労働環境を取り扱っている部局はどこか知りませんが、そこでは当然問題になることだと思います。ありがとうございます。

そのほか、委員の先生方から、いかがでしょうか。

非常に細かく他府県の状況とか業界団体までヒアリングまでしていただいて、情報をまとめていただいておまして、悪臭とか着色とかその辺の部分につきましては、追加でまだ情報をヒアリングしないといけないところが残っているようでございますけれども、それ以外のものにつきましては、基本的に今の製造プロセス上、そういった施設は業界団体的に見てあり得ないということであったり、もしくは法律のほうの規制がかかる施設が必ず併用されるために、これが単独で設置されることがないから置いておく意味はないんじゃないかという話でございますので、法とか条例の関係性をより明確にシンプルにしておくという意味では、そういった部分については廃止をしてもいいんじゃないかなと。

もちろん一方で、そういった届出事業場からの排水処理施設なんかにつきましては、やはり規制がかからないという網から抜けてしまうものが出てくる可能性があるのも、これは残すべきだということで、そういう意味では適切な判断というか、考え方が示されてい

るのかなと思います。一応あと色と臭気の部分につきましては、追加でヒアリング等をしていただいた上で、次回に向けて取りまとめというか、方向性をまとめていただけましたら結構かなと思いますけども。

委員の皆様、そういう考え方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、こちらの議題は終わりました、議題の3つ目、その他でございますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局（田淵補佐）】 それでは、今後のスケジュールについて説明していきたいと
思います。資料の3を御覧ください。

次回が10月の14日ということで調整をさせていただいております、今日の続きということで漂着物計画の話と生活環境保全条例のあり方について。加えて、公共性水域および地下水の測定計画について、年明けの1月に計画について御審議いただくんですけども、それに先立って御審議いただきたい事項があるということでよろしくお願ひいたします。

漂着物計画のあり方については、次回に取りまとめていただいて、11月に本審議会のほうに御報告をさせていただきたいと。その後、下の参考の四角囲みにございますように、年明けにパブリックコメントを行って年度内に公表するというのを考えております。

スケジュールについては以上でございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

スケジュールについて説明いただきましたけれども、皆様のほうから何か御意見、御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

【原田委員】 パブリックコメント、ちょっとまだ先にはなるんですけども、これは多くの方に関心も持っていただきたいことだし、また影響も多岐にわたる話だと思いますので、従来のパブリックコメントって本当に低調ですよ、どこの自治体さんでも残念ながら。パブリックコメントのあり方そのものが、例えば、京都市なんかは街頭でアンケートされたり、シールをぺたぺた貼っていくような、そういうことをされていたりとか、あるいは幾つかの、埼玉県のと光市が最初だったと思うんですけども、LINEを使ってパブコメを集めたりもされていますので、今からでしたらその辺の時間はあると思うので、ぜひたくさんコメントが、あるいは府のフェイスブックページとか、ああいうところで簡単にいただいたコメントをパブコメに準ずるものとして、いわゆるきっちりしたパブコメとか

住所とかまで全部書かなあかんのはやっぱりハードルが高いと思うんですよね。ですので、本当に、いわゆるコメントとしていただいたものも、こういうところにちゃんと拾っていただけるような形をぜひ検討いただきたいなと思います。

【事務局（下村室長）】 貴重な御意見をありがとうございます。今回、環境関係の統合計画ですとか、それからエネルギーの関係、それから温暖化対策の実行計画、先ほどから出ていた循環型社会の廃棄物関係の計画、この海岸漂着物の計画。今年度これだけの計画を全部改定する年次なので、恐らくこのパブリックコメントも、これらが一斉にかかるという形になるのかなと思っているので、御興味のある方については、恐らくこんだけの計画があるんやということで、多分いっぱい意見が出しやすい環境にはあるのかなと思っています。海岸漂着物の計画だけがパブコメがかかっている状況ではないので。

ただ、それであったとしてもやっぱり分かりにくいとかいうことがあると思いますので、今回いただいた部会報告をベースに計画として仕立て上げますので、そこをいかに府民の方々に分かりやすい内容にしてお示しするかというのにかかっているのかなと思っていますので、11月に答申をいただいた後、すぐに分かりやすい計画にして、あと、どういう形で府民の方に問いかけをするのかということも含めて、また考えたいと思いますので、ありがとうございます。

【岸本部長】 ありがとうございます。

それでは、予定しました議事は全て終了したかと思いますが、委員の皆様の方から追加で何かございますでしょうか。事務局も含めまして、追加は何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

【事務局（奥田課長）】 先ほどのパブコメの話ですけども、先ほど紹介しました大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実行計画も大阪府・市でつくっていくということで、大阪市さんも今審議会をやられています。パブコメも時期も合わせて実施する予定にしていますので、その辺でも関心が高まっていろんな意見が出てくるかと思っていますので、よろしく願いいたします。

【岸本部長】 ぜひ、たくさんの意見が出てくるように、いろいろと工夫をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事、全て終了いたしましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

【事務局（田渕補佐）】 長時間、熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございます。

いました。それでは、これもちまして第2回水質部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後4時39分 閉会)